

平成 29 年度林野庁補助事業

平成 29 年度
「クリーンウッド」普及啓発事業
報 告 書

平成 30 年 3 月

一般社団法人全国木材組合連合会

**平成 29 年度「クリーンウッド」普及啓発事業
報告書 目次**

はじめに

第 1 章 概 要

- 1 平成 29 年度「クリーンウッド」普及啓発事業の骨子 3
- 2 取り組みの成果と報告書の構成 3

第 2 章 全国協議会設立のための準備会議の開催

- 1 会議開催概要 5
- 2 会議結果報告 6

第 3 章 都道府県協議会設立のための説明会の開催

- 1 会議開催概要 9
- 2 会議結果報告 10

巻末資料

- 都道府県協議会設立のための説明会（クリーンウッド法を中心とした木材利用
施策に関する実務者向け施策説明会）配布資料 17

はじめに

この報告書は、平成 29 年度『クリーンウッド』普及啓発事業』の成果概要を取りまとめたものである。

当会では、違法伐採問題に対処するため平成 18 年度から「違法伐採総合対策推進事業」など関連事業に取り組んできたが、林野庁ガイドラインに基づく合法性が証明された木材の認定供給事業者は 29 年度末の段階で 12,200 社を超え全国で合法木材の供給体制が整ってきたところである。

このような状況の中で、平成 29 年 5 月から「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が施行され、合法伐採木材（クリーンウッド）の利用がより重要となってきた。この事業では、全国合法伐採木材利用推進協議会及び都道府県協議会の設立に向けた活動を行った。

本報告書が、今後の合法伐採木材の一層の利用促進に向けて参考になれば幸いである。

平成 30 年 3 月

一般社団法人 全国木材組合連合会

第1章 概要

1 平成29年度「クリーンウッド」普及啓発事業の骨子と結果概要

クリーンウッド法、合法伐採木材の利用促進、利用拡大に関する全国及び都道府県レベルでの協議会の設立。協議会による普及啓もう、需給に関する情報交換等への支援等を目的として下記の事業を行うこととした。

- ① 木材関連事業者、環境 NGO、消費者団体等を構成メンバーとする全国協議会を設立し、合法伐採木材等の利用に向けての宣言の発出
- ② 全国協議会の部会において、合法伐採木材の需給情報、林野庁が取りまとめる海外情報の分析等
- ③ 都道府県協議会の設立、活動への支援

当初は上記の活動を行うことを念頭に置いたが、実際はクリーンウッド法に対する事業者の理解がなかなか進まず、法律の内容・実際の運用の周知、登録の推進に活動の中心が置かれた。そのため、合法伐採木材利用のための協議会の設立のための環境が整わず、全国協議会設立の準備会議の開催（設立に向けての業界団体の意見集約・検討）、都道府県協議会の設立についての説明会の実施にとどまった。

2 取り組みの成果と報告書の構成

(1) 全国協議会設立のための準備会議の開催（第2章）

協議会の趣旨を協議会メンバーに理解してもらい、設立に向けての意見交換を行うための準備会議（クリーンウッド法の普及啓発のための事業の展開に関する懇談会）を6月に東京都内で開催した。

(2) 都道府県協議会の設立のための説明会の開催（第3章）

7月に全国7カ所で、クリーンウッド法、木材利用拡大施策に携わる都道府県職員、市町村職員、国有林職員、都道府県木材関係団体職員等の実務者を対象とした「クリーンウッド法を中心とした木材利用施策に関する実務者向け施策説明会」を開催し、事業の内容と都道府県協議会の設立趣旨について説明を行った。

第2章 全国協議会設立のための準備会議の開催

1 会議開催概要

下記の要領で、会議（クリーンウッド法の普及啓発のための事業の展開に関する懇談会）を実施した。

1 日時、場所： 平成29年6月23日（金）10:30-12:00、永田町ビル4階
中会議室

2 次 第：

(1) 挨拶

林野庁木材利用課

(2) クリーンウッド法の普及啓発事業等について

全国木材組合連合会

(3) その他

3 出席者

(1) 関係団体

全国森林組合連合会

全国素材生産業協同組合連合会

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会

(一社) 全日本木材市場連盟

全国木材チップ工業連合会

日本合板工業組合連合会

日本合板商業組合

日本製紙連合会

日本集成材工業協同組合

日本木材輸入協会

(一社) 日本林業経営者協会（欠席）

(一社) 全国木材組合連合会（事務局）

(2) オブザーバー（林野庁木材利用課）

林野庁木材利用課 内田敏博分析官、吉本昌朗課長補佐、松山知恵国際
専門官

2 会議結果報告

クリーンウッド法の普及啓発のための事業の展開に関する懇談会結果

日時：2017年（H29年）6月23日（金）10：30～11：50

場所：永田町ビル4階 中会議室

参加者：全森連（2名）、全素協、全天連（2名）、全市連、チップ連、日合連、日合商、製紙連（2名）、日集協、輸入協、全木連（事務局：森田、加藤）

省庁出席者：

林野庁 内田分析官、吉本補佐、松山専門官

内容：①挨拶：林野庁 内田分析官

②クリーンウッド法の普及啓発事業等について 説明：森田常務

③質疑

【概要】

・林野庁からは挨拶の中で、「Q&A、手引き等を5月20日の施行と同時にお示ししようと思っていたが、他省との調整に時間がかかっており、まだできていない。登録制度についても、共管の3省で協議中。ハードルを上げずに一定の資質があれば登録できるようにしたい。現在の合法木材認定事業者なら十分クリアできるレベル。近々お示しできる予定。質問が林野庁にも来ているが、川上と川下をうまくつないで登録に結び付けてもらえればと考えている。

・全木連からは、配布資料にもとづき説明があった。（CW法に係る補助事業の概要、普及啓発事業の実績、普及啓発事業の今後の進め方について）

【主な質疑応答】

○①登録実施機関と登録制度の進み具合について教えてほしい。②登録のメリットは？グリーン購入法（G法）との関係でメリットを出せないか。③海外に対してPRすべき。

→（林野庁）①先月、登録実施機関になりそうな団体に集ってもらい説明して意見をもらった。他省庁からの返事が遅れており、調整に時間がかかっている。登録実施機関の募集は7月頃を考えている。募集するときはCWナビにも掲載することになる。登録・審査料は、目安として現在の認定料に若干上乘せするくらいか（免許税は別途）。申請内容をできるだけ簡略化することについては、3省の方向は一致している。②メリットとなる制度を考えているが、ニーズがないと制度を作っても利用されない。また、G法は来年度見直すこととなっており、その時に検討することもある。③生産国のガバナ

ンスをどのようにあげていくかが課題。他の国にガバナンスの向上を求めていくことが必要。APEC の場でも、我が国の立場を発信しているところ。

○地方の協議会のメンバーに環境 NGO を入れるというのは？

→（全木連）地方の協議会のメンバー構成については、それぞれの地方の事情があるので、地方に任せたい。

○都道府県協議会の設立に関する説明会とは？

→（全木連）国有林の職員、県木連、県森連、素生協の関係者等に集ってもらい、協議会について説明し理解を求める。森林管理局ごとに行い、管理局の会議室等を使って行うことを考えている。

○協議会で行うこととして、「合法伐採木材等の流通、利用に関するデータの収集、分析等」とあるが、どんなことをやるのか？

→（全木連）クリーンウッド・ナビで掲載している海外情報があるが、それ以外の海外情報について協議会で検討してもらおう。また、データの収集とは、現在全木連が行っている、合法木材の取扱実績のような情報（確認された木材の数量）の情報の取扱いについてどうするか等を検討してもらおうことを考えている。合法木材供給認定事業者以外の事業者についての情報をどのように集めるかの問題もある。

→（林野庁）登録事業者についての情報は、登録実施機関が取りまとめて国に報告することになっている。

○登録実施機関が決まるのが遅れた場合、11 月に予定している全国協議会の設立総会が遅れることもあるのか？

→（林野庁）7 月には登録実施機関の募集を行いたいと考えている。

○登録を申請するとき、申請する企業がどこの登録実施機関に申請するのかを決めるのか？

→（林野庁）登録実施機関で登録申請を受け付ける業種の範囲が決められることになるので、該当する実施機関のうちから選んで申請してもらおうことになる。

○登録実施機関になるのは、国内の機関だけか？

→（林野庁）国内だけを考えている。

○登録審査料は、実施機関が自由に決めるのか？国が指導するのか？

→（林野庁）登録事務規程のなかで、登録料のおおまかな目安が定められる。

○登録事業の範囲について、流通業者が建築もやっているところもある。そういった事業者が登録する場合、異なった業種でも一緒に登録できるようにしてほしい。

○都道府県協議会のメンバーの中に、全木連の地区（全国に 8 つある）の会員も入れるようにしてほしい。

- (全木連) 入りたいという希望があれば、こちらからも情報を提供したい。
- 登録実施機関の業務内容は、審査だけか？アドバイザー業務もやるのか？登録してほしい事業者は、自分たちがやっていることが十分なのか不十分なのかを知りたい。
- (林野庁) 審査業務とアドバイザー業務は別だが、実施機関でもアドバイザー業務はできる。
- DD (デュー・ディリジェンス) のモデルを国で示してほしい。
- (林野庁) 省庁の間で違いがあり、3省共通のものは作れない。求めるレベルを最初から決めてしまうと、それで固定されてしまう恐れもある。
- DD のやり方、DD を機能させるためにどのような仕組みをつくればよいか、何をすればよいか分らない。どんな基準で登録を良しとするのか示してほしい。
- 仕組みについては良く解からないが、金のかからないようにしてほしい。難しいことを求められても、素材生産事業者は対応できない。

(終了 : 11:50)

第3章 都道府県協議会の設立のための説明会の開催

1 会議開催概要

下記の要領で、会議（クリーンウッド法を中心とした木材利用施策に関する実務者向け施策説明会）を実施した。

クリーンウッド法を中心とした木材利用施策に関する 実務者向け施策説明会

1 日時、場所

- | | | | |
|---|----------|-------------|--------------|
| ① | 7月18日（火） | 14:00-17:00 | 東北森林管理局会議室 |
| ② | 7月20日（木） | 14:00-17:00 | 近畿中国森林管理局会議室 |
| ③ | 7月21日（金） | 14:00-17:00 | 中部森林管理局会議室 |
| ④ | 7月24日（月） | 14:00-17:00 | 四国森林管理局会議室 |
| ⑤ | 7月26日（水） | 14:00-17:00 | 九州森林管理局会議室 |
| ⑥ | 7月27日（木） | 14:00-17:00 | 関東森林管理局会議室 |
| ⑦ | 7月31日（月） | 14:00-17:00 | 北海道森林管理局会議室 |

2 次第（各会場共通）

(1) 主催者挨拶

（一社）全国木材組合連合会 担当者

(2) 林野庁挨拶

林野庁 担当者

(3) 議 事

- ① クリーンウッド法の普及啓発事業について
 - ・クリーンウッド法の概要及び協議会の意義等について（林野庁）
 - ・都道府県協議会の設立について（全木連）
- ② 木材利用拡大施策の概要（林野庁）
- ③ 質疑応答

3 出席者

クリーンウッド法、木材利用拡大施策に携わる実務者等

（都道府県職員、市町村職員、国有林職員、都道府県木材関係団体職員等）

2 会議結果報告

会場ごとの参加者数は以下のとおりであった。

- ① 7月18日(火) 14:00-17:00 東北森林管理局(秋田市)
参加者数 約30名
- ② 7月20日(木) 14:00-17:00 近畿中国森林管理局(大阪市)
参加者数 約70名
- ③ 7月21日(金) 14:00-17:00 中部森林管理局(長野市)
参加者数 約30名
- ④ 7月24日(月) 14:00-17:00 四国森林管理局(高知市)
参加者数 約30名
- ⑤ 7月26日(水) 14:00-17:00 九州森林管理局(熊本市)
参加者数 約40名
- ⑥ 7月27日(木) 14:00-17:00 関東森林管理局(前橋市)
参加者数 約50名
- ⑦ 7月31日(月) 14:00-17:00 北海道森林管理局(札幌市)
参加者数 約50名

また、説明後の主な質疑応答は以下の通り。

- (県庁) CW法の運用について。県が施行する公共建築物に使用する木材も、合法性の確認をしないとイケないのか?
→(林野庁) 地方公共団体については、クリーンウッド法を踏まえて合法伐採木材を使うことが努力義務となっているので、絶対使わなければならないということではない。今後、登録が進んでいくと登録事業者であることがメリットとなるような仕組みを作ることも検討するが、現状では登録が始まったら登録を勧めただけだと考える。
- (県庁) 本日の会議の資料を県内の市町村とも情報共有したいので、PDFファイルにしたものをメールで送ってほしい。
→(林野庁、全木連) 了解。
- (林野庁から) 県内の市町村と木材利用についての情報交換はどのように行っているのか、各県の事例を教えてください。
→(県庁1) 県産材利用促進協議会を作って、年1回県内の木材利用についての情報交換を行い、市町村への要請を行っている。
→(県庁2) すべての市町村を集めての情報交換はやっていないが、県内6つの県民局で意見を集約して県内の会議で取り上げている。
→(県庁3) 県内の担当者会議の場で市町村を含めての情報交換を実施してい

る。

○（林野庁）国で公共建築物における木材利用の基本方針が変更になったことを受けて、県・市町村でも木材利用促進についての方針の見直しを検討してほしい。市町村役場等の建て替えでは、首長さんが、木材利用の強い意志を持っているところもあり、国の制度も活用して積極的に進めてほしい。木材輸出については、各県単独で行うだけでなく、複数の県が協力して横のつながりで輸出促進を図っていただきたい。また、丸太だけでなく、付加価値をつけた加工製品、特に今後は家具や伝統工芸品などをターゲットにして輸出を考えていく方向。

○（県木材団体）①協議会を作ると言っても具体的なメリットが見えないと、何のための協議会なのかわからない。目的を明確に示してほしい。

②木造公共施設の建設は、ここ数年でかなり減った。加速化基金が少なくなったためと思われるので、増やしてほしい。

③大規模木造の設計、施工、監理ができる人材が少ないことがネックになっている。人材の育成が急務。

○（県木材団体）クリーンウッド法の登録については、動きが全く見えない。登録が始まって初めて需要も起きてくる。合法木材証明も木材利用ポイントができて増えた。まずは、全国レベルの中央団体が地域に働きかけて、登録を進めてほしい。中央から強く押さないと実効が伴わない。協議会についても、全国協議会を通して地方の協議会の設立、運動を働きかけてほしい。

○（県庁）①登録制度では、第三者的な立場の団体が登録実施機関になることだが、登録を進めるには登録にかかる負担を少なくする必要がある。②都道府県協議会の設立のメリットを示して、協議会の役割を明確にしてほしい。

③合法証明とFITの未利用木材とは連動しているのか？④公共建築物における木材利用促進の基本方針が変更となったが、それに関連するデータの試算方法を教えてほしい。県でも同じ方法で試算をしてみたい。⑤FITの認定審査手続きの方法の変更により、県の事務負担が増えることは心配。

○（町役場）国内の違法伐採対策について、町では伐採届を適切に出してもらいパトロールも実施している。ほかのところでは、伐採届も出していないところがあるのか。クリーンウッド法が施行となり、国内森林にどのような影響が出るのか？

→（林野庁）伐採届を出したものについては、合法性は確保されている。しかし、中には伐採許可量を大きく超えて伐採している例も見られる。今までの、合法伐採木材の証明書を引き続きだしてもらおうことが重要。これから、日本が

ら木材の輸出が増えてくると、外国から日本産木材の合法性証明を求められることも想定される。

○（町役場）伐採届けがあるかないかが、クリーンウッド法の適合のポイントになるのか？

→（林野庁）森林の種類（保安林・民有林等）で異なるが、個別の契約に基づき適切に伐採されていることがわかること。ただし、国がこれではなければいけないと決めているものはない。

○（県木材団体）①登録実施機関は全国で一つだけか？②登録に当たっての審査の方法、手順はどのようなものか？③木材協会が現在実施している合法木材の事業者認定は、今後どうなるのか？④登録ができて、認定も共存しているのか？⑤都道府県協議会の活動期間は？継続的にやるなら、次年度も続けていくのか？

→（林野庁）①登録実施機関の数は一つと限定はされない。資格を満たせば、複数の実施機関が登録事務をすることもあり得る。また、実施機関によっては、登録できる業種を限定して審査をすることも考えられる。②登録審査の方法等は、補助事業でバイオマスエネルギー協会が検討しており、林野庁と協議をしながら作成中。③事業者認定の仕組みは残っているので、認定事業は、今まで通り実施してほしい。④木材関連事業者の登録と事業者認定は、共存しうる。

（全木連）⑤都道府県協議会については、年度内の活動としては、協議会の立ち上げと合法木材利用促進の意思統一、宣言の発出といった活動を考えているが、次年度以降どうなるかは未定。

○（県木材団体）都道府県協議会は、中央で決定したことを単に協議会内で情報提供するだけならやっても意味がない。また、活動するなら継続的にやっていく必要がある。

○（県庁）事業者向けの説明会は、木材業者向けにやったとのことだが、建設事業者や工務店等には国交省、経産省による説明会があるのか？

→（林野庁）今までの事業者向けセミナーでも国交、経産の関係団体を通じて建設や家具の事業者にもセミナー参加への呼びかけをしているが、関心が高くなくあまり参加してもらえていない。

○（県木材団体）協議会について、都道府県協議会で検討しても、検討結果を中央にあげても変わらないならやる意味がない。当県にも協議会はあるが、すでに年1回の総会は終わっており、あらためてメンバーを集めるからには、集まって何かが変わるといふことでなければ来ない。

○（県木材団体）クリーンウッド法は法律であり、県木連は登録事業に関われない。法律で決められたものを推進するために、なぜ県木連が中心となって協

議会を立ち上げなければならないのか。法律なら、行政でやるべきではないか。県木連がやる理屈が分からない。

→（林野庁）法律をうまく動かしていくためにも、川上から川下までの関係者が集まって、意見交換の場としての協議会。補助事業でやってもらうので、協議会設立、会議の開催にかかる費用は、この事業の実施団体（全木連）から補助される。協議会では、クリーンウッド法の話だけでなく、木材利用促進全般について川上から川下までの事業者が話し合う場として考えてもらってよい。

○（県庁）県内には、川上から川下までの関係者を構成員とする協議会がすでにあるが、それを使ってもよいのか？

→（林野庁）それを使ってもらって構わない。

○（県木材団体）協議会の設立の事業は、今年度は全木連が実施しているが、来年度以降は？登録実施機関がやることになるのか？

→（林野庁）今年度の事業も実施団体を公募して、全木連にやってもらうことになった。来年度以降も予算がつけば、公募で実施団体を選定することになる。そうであっても、登録実施機関が事業実施団体になることはなく、こちらとしては、全木連に引き続きやってほしい。

○（県木材団体）クリーンウッド法ができたことによって、従来のグリーン購入法が改正される予定は？また、グリーン購入法で政府調達、登録事業者からのみに限定されるのか？

→（林野庁）これまでの、林野庁のガイドラインによる合法性証明の仕組みは変わらない。グリーン購入法の所管は環境省なので、こちらがどうこうはできない。対象物品の見直しはあるかもしれないが、次回の改定時期が来年の2月となっているので、早くてもその時以降。また、登録はまだ始まっていないので、グリーン購入法の調達方針に登録事業者であることが条件化されることは、少なくとも来年2月の改定の時にはない。

○（県木材団体）都道府県協議会の目的は何か、はっきりと示してほしい。

→（全木連）全木連で、全国協議会の設立準備をしているところ。全国協議会での活動状況は、随時県木連に情報提供する。（林野庁）都道府県協議会の活動内容は、がちがちに決めているわけではない。柔軟に話し合いの場として使ってほしい。

○（県木材団体）CW法で確認の方法の書類の中で、合法性を証明するものとして、今までの合法証明書は使えるのか？

→（林野庁）使える。

○（県庁）このような説明会を、国交省、経産省でもやっているのか？

→（林野庁）昨年暮れから今年4月にかけての事業者向けセミナーでは、国交省の担当者は多忙で出席してもらえなかったが、経産省の担当者には我々と一

緒に出席して説明してもらったところ。(全木連)セミナーの案内は、国交省、経産省の所管団体を通じて周知してもらった。大手のハウスメーカー、建材メーカーで関心のあるところは、このセミナーに出席してくれたところもある。ただ、まだ一部の会社を除いて建築・家具等、木材業者以外の事業者には認知度・関心ともに低い状況。

○(県木材団体)法律の推進になぜ県木連が手伝わなければならないのか。こちらは合法木材の認定業務で手いっぱい。このような事業は全木連がやらなくてもよい。

○県内の事業者は、供給側と言うより需要者側。クリーンウッド法について、関心が全くない。県木連の役員でもそういう状況。

会場の様子 (写真)



東北森林管理局会場



中部森林管理局会場



四国森林管理局会場



九州森林管理局会場



巻末資料

都道府県協議会設立のための説明会

(クリーンウッド法を中心とした木材利用施策に関する実務者向け施策説明会)

配布資料

平成 29 年 7 月

クリーンウッド法を中心とした木材利用施策に関する

実務者向け施策説明会

1 日時、場所：

- | | | | |
|---|----------|-------------|--------------|
| ① | 7月18日(火) | 14:00-17:00 | 東北森林管理局会議室 |
| ② | 7月20日(木) | 14:00-17:00 | 近畿中国森林管理局会議室 |
| ③ | 7月21日(金) | 14:00-17:00 | 中部森林管理局会議室 |
| ④ | 7月24日(月) | 14:00-17:00 | 四国森林管理局会議室 |
| ⑤ | 7月26日(水) | 14:00-17:00 | 九州森林管理局会議室 |
| ⑥ | 7月27日(木) | 14:00-17:00 | 関東森林管理局会議室 |
| ⑦ | 7月31日(月) | 14:00-17:00 | 北海道森林管理局会議室 |

2 次 第：

(1) 主催者挨拶

(一社)全国木材組合連合会 担当者

(2) 林野庁挨拶

林野庁 担当者

(3) 議 事

- ① クリーンウッド法の普及啓発事業について【14:15-15:00】
 - ・クリーンウッド法の概要及び協議会の意義等について(林野庁)
 - ・都道府県協議会の設立について(全木連)
- ② 木材利用拡大施策の概要(林野庁)【15:15-16:00】
 - ・公共建築物の木造化・木質化
 - ・木質バイオマスのエネルギー利用
 - ・木づかい運動
 - ・木材・木材製品輸出
 - ・その他
- ③ 質疑応答【16:00-16:30】

3 出席者

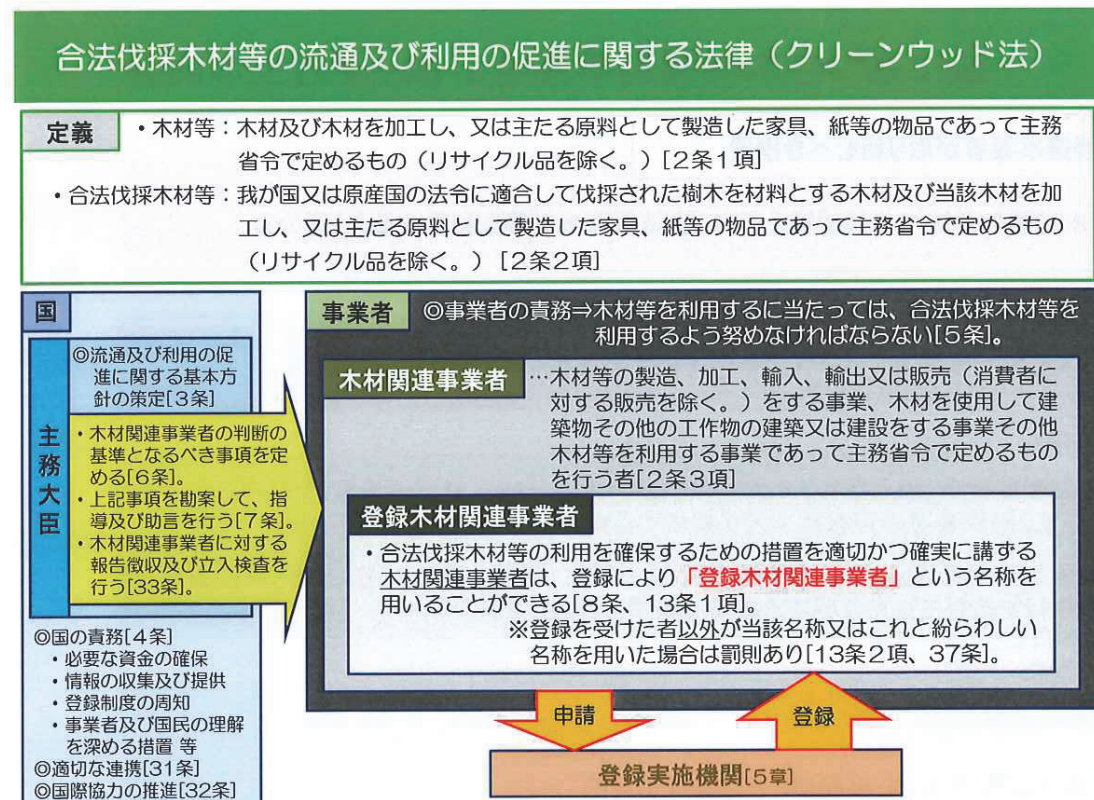
クリーンウッド法、木材利用拡大施策に携わる実務者等

(都道府県職員、市町村職員、国有林職員、都道府県木材関係団体職員等)

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の運用について

農林水産省
経済産業省
国土交通省

平成29年7月



※ 施行日：平成29年5月20日

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

事業者は

そのために

- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める(第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス)等)を行う(第6条)
- 上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

国は

そのために

- 諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

2

法に基づき木材関連事業者が取り組む主要内容

木材関連事業者が取り組むべき措置

取り扱う木材等の合法性の確認等を行い、合法伐採木材等を利用するよう努める

確認の対象となる木材等

グリーン購入法の対象物品をベースに対応可能な品目を加えて制度運用を開始

確認のしかた

川上の木材関連事業者(輸入業者、丸太搬入業者等)【第一種木材関連事業】
⇒樹種・伐採地、証明書等の情報及び国が提供する情報に基づき合法性を確認

川下の木材関連事業者(製紙業者、家具業者、流通業者、建築業者等)【第二種木材関連事業】
⇒購入先が発行する合法性を証明する書類に基づき合法性を確認

登録のしかた

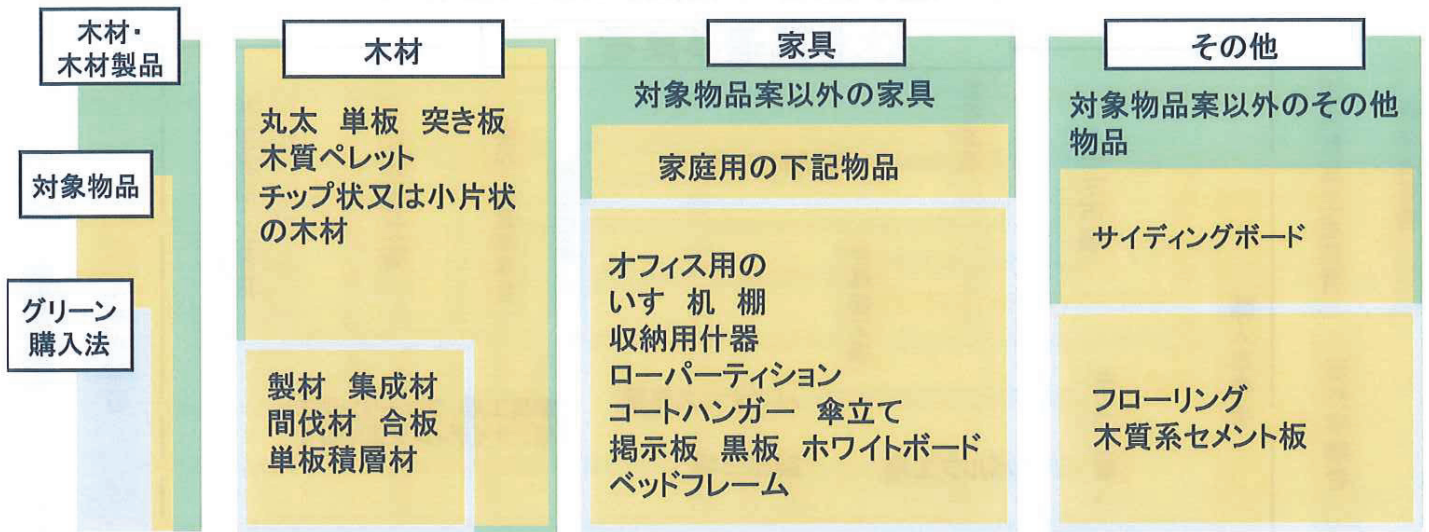
川上の事業⇒事業全体を登録

川下の事業⇒部門・部材群・製品群ごとの登録が可能

合法伐採木材等の流通利用の促進

3

対象物品【2条1項関係】

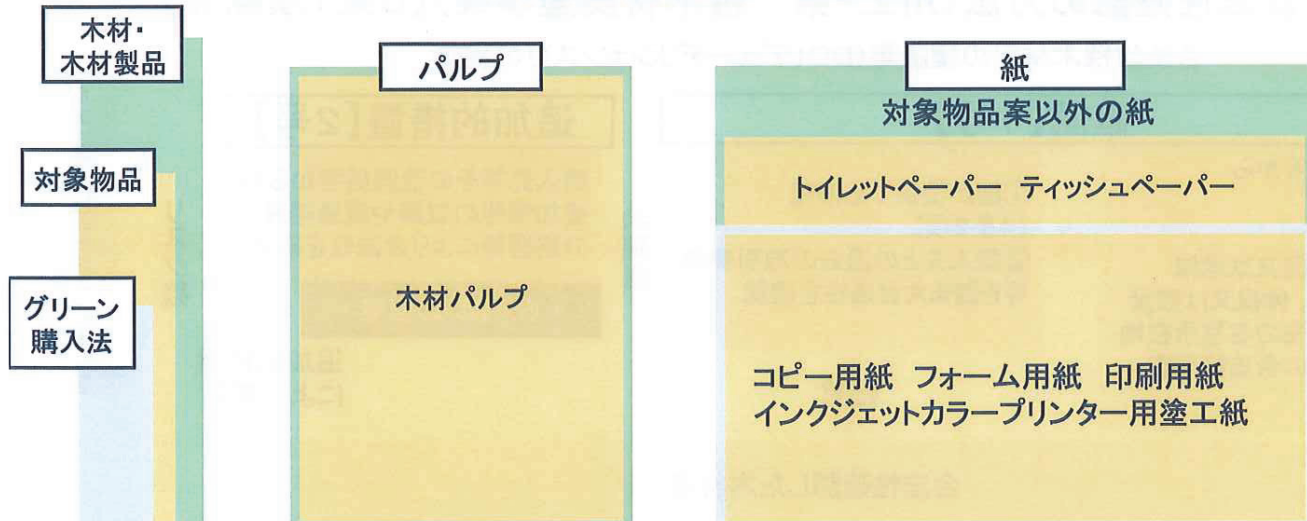


2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

4

対象物品【2条1項関係】

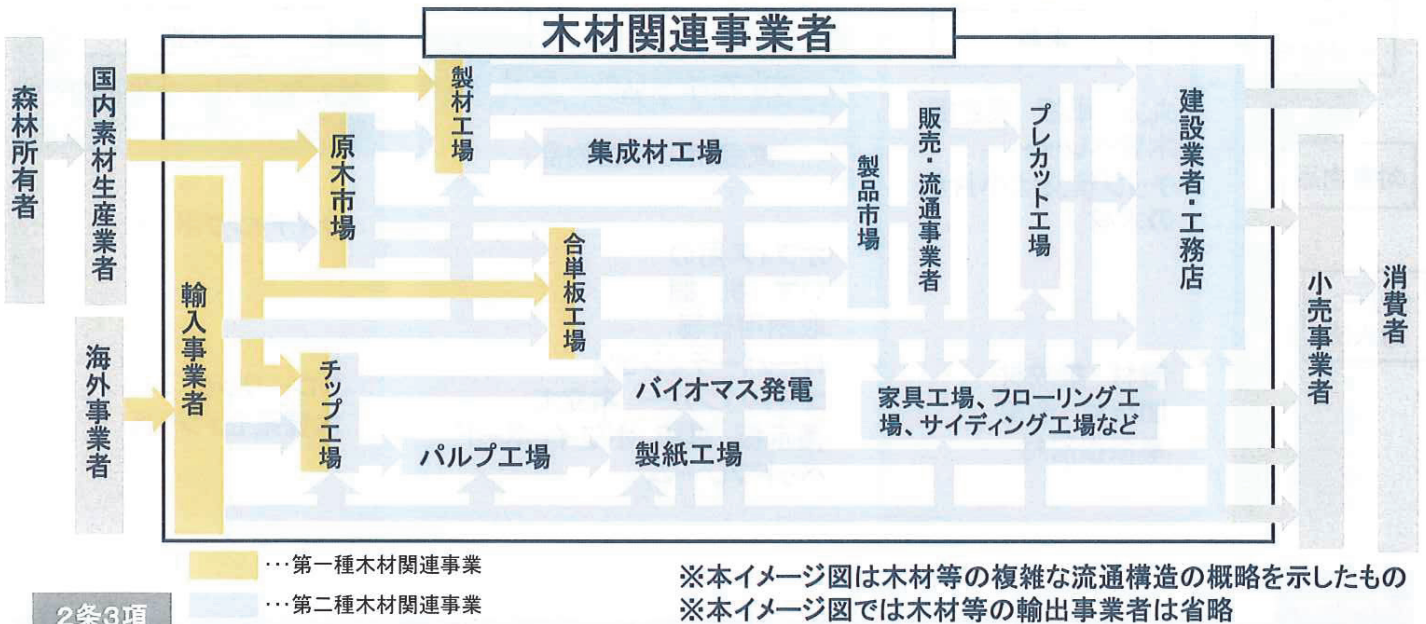


2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

5

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】

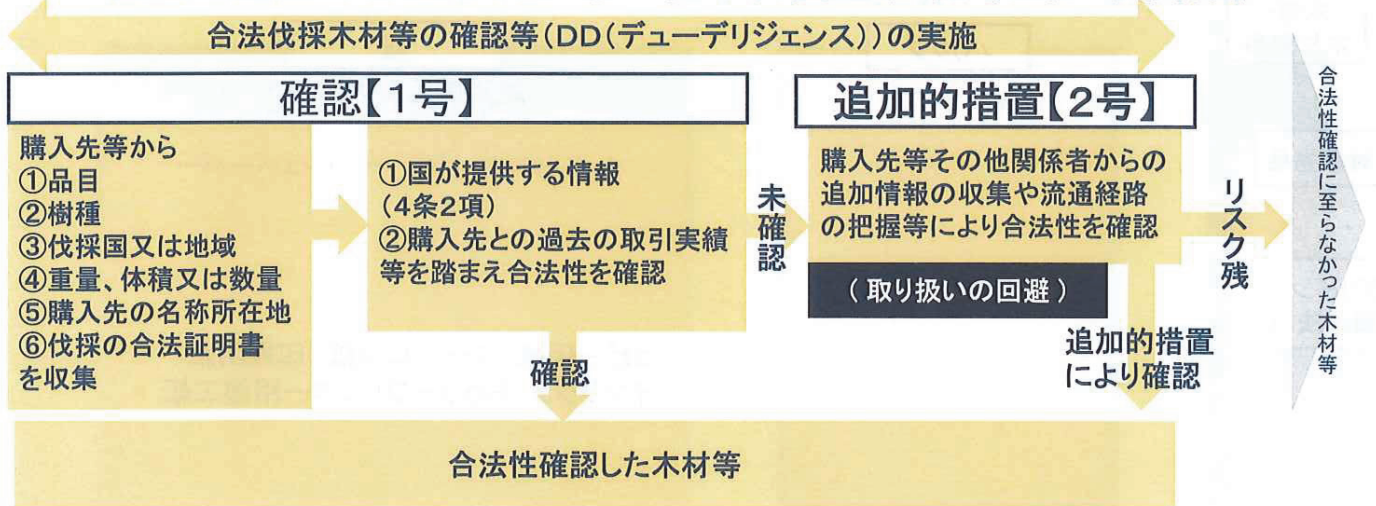


2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であつて主務省令で定めるものを行う者をいう。

6

合法性確認の方法（川上・第一種木材関連事業）【6条1項関係】



6条1項

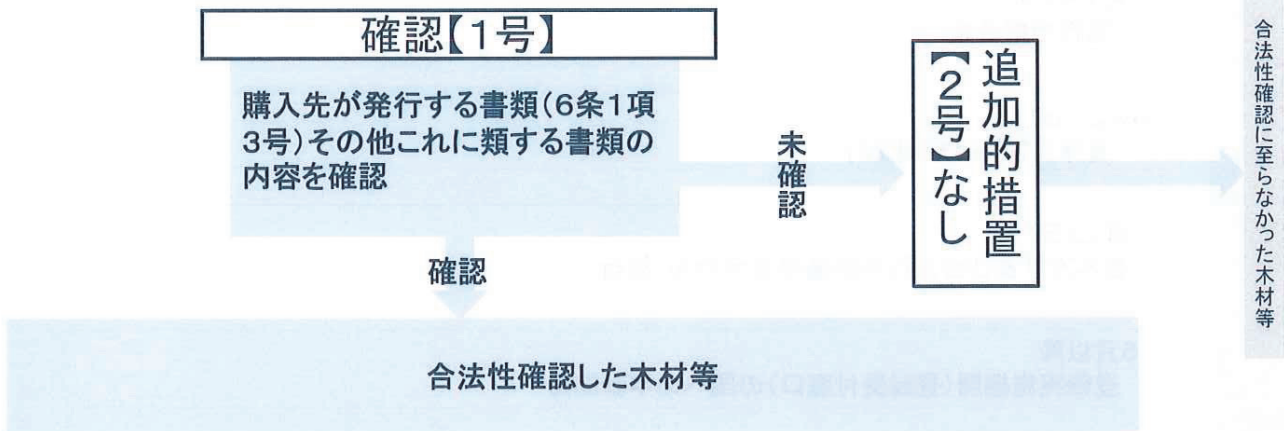
主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

7

合法性確認の方法(川下・第二種木材関連事業)【6条1項関係】



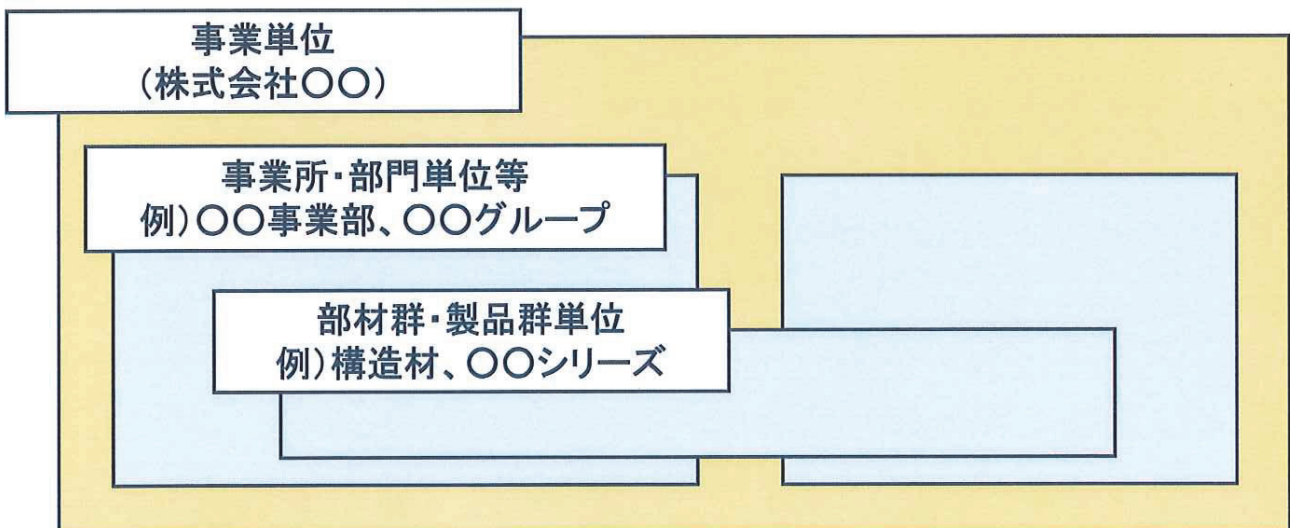
6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

8

登録する事業の範囲【9条1項関係】



9条1項

…第一種木材関連事業

…第二種木材関連事業

前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項

9

平成29年

主なスケジュール

5月1日(月)
施行規則公布

5月20日(土)
法律及び施行規則施行

5月23日(火)
基本方針及び合法性判断基準省令公布・施行

5月以降
登録実施機関(登録受付窓口)の国への申請開始

秋頃
登録実施機関の業務開始
登録実施機関への木材関連事業者の登録申請開始

本法の運用に係る都道府県、市町村等の皆様へのお知らせ

1. 国産材の合法性の確認

伐採する森林の種類により、森林法等の伐採に関連する法令等に基づく下表の書類を、クリーンウッド法における合法性の証明書類として活用。

【参考】林野庁ホームページ「クリーンウッドナビ」より

伐採する森林の種類		書類	
民有林	普通林	森林経営計画対象森林の伐採	・森林経営計画認定書及び森林経営計画書 ・森林経営計画に係る伐採等の届出書(森林法第15条)
		森林経営計画対象森林以外の伐採	・伐採及び伐採後の造林の届出書(森林法第10条の8) ・適合通知書(注:伐採後も森林として維持する場合)
	その他届出が不要な伐採(別途伐採根拠が森林法で定められているものを含む)	・林地開発許可書(1ha超の林地転用に伴う伐採の場合) ・森林所有者等による独自の証明 ・伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類	
保安林	全て	・保安林(保安施設地区)内立木伐採許可決定通知書、保安林(保安施設地区)内択伐(間伐)届出書、保安林(保安施設地区)内緊急伐採届出書等(届出書については、受理通知書がある場合は受理通知書、ない場合は都道府県の受領印押印済の届出書)	
国有林	国有林野、官行造林	全て	・森林管理署等と交わした売買契約書
その他	森林法以外の法令により立木伐採の制限がある森林の伐採	伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類	
	法令による伐採手続きが不要な伐採(2条森林の伐採)	・森林所有者等による独自の証明	
	森林認証材、地域材	・FSC又はSGECの森林認証を取得した森林から産出される木材:当該森林認証に係る証明書(伐採及び伐採後の造林の届出書等の国内の諸法令に基づく手続きを遵守している前提) ・都道府県や市町村が独自に行う地域材の証明制度(県産材、市産材等)により原産地証明される木材:当該地域材証明制度に基づく証明書(伐採に係る国内の諸法令に基づく手続きの遵守が担保されている前提)	

注 : 書類は原本の写しとする。

2. 協議会の設立

全国協議会、都道府県協議会を立ち上げ、木材関連事業者・消費者団体・環境NGO等の幅広い分野の構成員からなる協議会を通じて各分野の連携と普及啓発活動、国が提供する海外情報について、内容に対する提言や追加情報の提示等を実施。

3. 登録実施機関について

主務大臣は、登録実施機関の登録を受けようとする者からの申請書の提出を受けて、登録実施機関を登録。

①登録実施機関の要件

ISO等に適合する者、その他登録実施事務を適正に実施することができると思われる者（※ただし、木材関連事業者に支配されている者を除く。）

②登録実施機関の業務

- ・ 登録実施機関は、木材関連事業者からの申請書の提出を受けて、木材関連事業者を登録。
- ・ 登録実施機関は、登録木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずることができないと認められるときには、登録を取り消すことが可能。
- ・ 登録実施機関は、少なくとも毎年1回、登録木材関連事業者から、措置の実施状況について報告を徴収。

木材需要の拡大について

平成29年7月
林野庁木材利用課

1. 総論

- ・木材利用拡大に向けた施策の全体像

木材利用拡大に向けた施策の全体像

- 本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、林業・木材産業の成長産業化を図るためには、新たな木材需要の創出と、高付加価値の木材製品の輸出拡大を「車の両輪」として進めることが重要。
- 公共建築物の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用など様々な分野における木材需要の創出と、高付加価値木材製品の輸出拡大を推進。

公共建築物や民間非住宅建築物の木造化・木質化



- 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年10月施行）に基づき、国、全都道府県、1,538市町村(全市町村のうち88%)で木材利用方針を策定。
- 木造率が低い低層非住宅分野について、木造に取組やすくするために、建築士等向けの構造設計ツールや積算システム等の開発を支援。

木質バイオマスのエネルギー利用



- 主に未利用木材を使用する木質バイオマス発電施設は、平成28年3月末現在、28箇所稼働。
- 未利用木材を利用する木質バイオマス発電について、再生可能エネルギー電気の調達価格区分に平成27年4月から2,000kW未満の小規模な区分を新設。
- 熱利用施設 約2,000箇所（平成27年3月末時点）

消費者等の理解の醸成



- 平成17年度から国民運動として「木づかい運動」を展開。木の良さや価値を再発見させる木製品や建築物、木材を活用した取組を幅広く表彰する「ウッドデザイン賞」の実施（平成27年度～）
- 子どもから大人までを対象に、木の良さや木材利用の意義を学ぶ教育活動として「木育」を推進。

付加価値の高い木材製品の輸出



- 林産物輸出額（H32目標 250億円）
H24 123億円 → H27 270億円
(うち木材 93億円) (229億円)
- 国別では中国89億円（シェア39%）や韓国38億円（シェア17%）が中心。
- 品目別では丸太が中心（94億円、シェア39%）。今後は「農林水産物の輸出力強化戦略」に基づき、付加価値の高い木材製品の輸出を促進していく必要。

2

2. 公共建築物の木造化・木質化

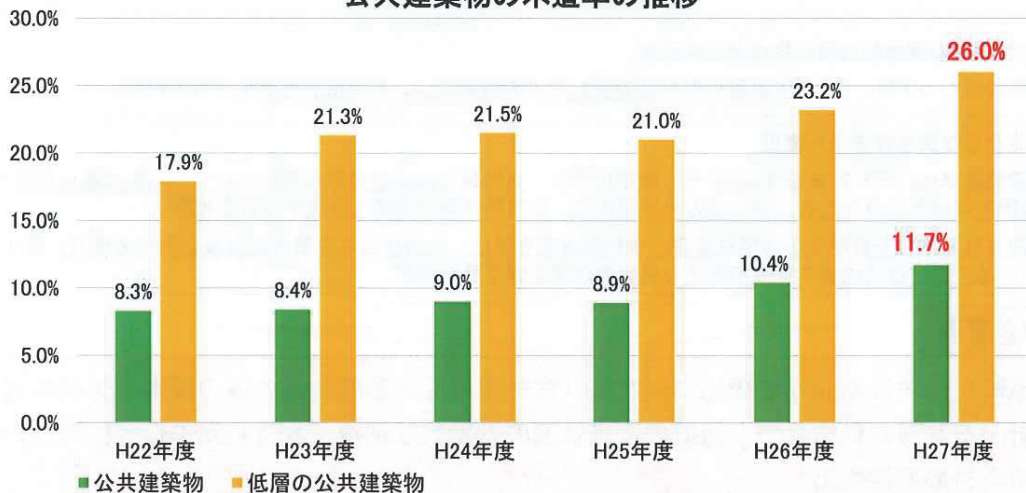
- (1) 公共建築物における木材利用
- (2) 低層の公共建築物の都道府県別木造率
- (3) 「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」の変更
- (4) 公共建築物における木材利用優良事例集
- (5) 木造を含む公共建築物の整備に活用可能な主な事業

3

(1) 公共建築物における木材利用

- 戦後造成された我が国の人工林が成熟し、近年、本格的な利用期を迎えている中、木造率が低く、潜在的な需要が期待できる公共建築物に重点を置いて木材利用を促進するため、平成22年に「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」が施行。
- 法律に基づく「公共建築物における木材利用の促進に関する基本方針」において、低層(3階建て以下)の公共建築物は、積極的に木造化を促進することとしており、特に、国が整備するものについては、「原則としてすべて木造化を図る」としている。
- 法施行後、公共建築物の木造率(床面積ベース)は上昇傾向で推移。平成22年度の8.3%から、平成27年度には11.7%まで上昇。特に、低層(3階建て以下)の公共建築物については、同期間において17.9%から26.0%に上昇。

公共建築物の木造率の推移



注1 木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)に木材を利用したものをいう。

注2 木造率の試算の対象には住宅を含む。また、新築、増築、改築を含む(低層の公共建築物については新築のみ)。

注3 「公共建築物」とは国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物をいう。

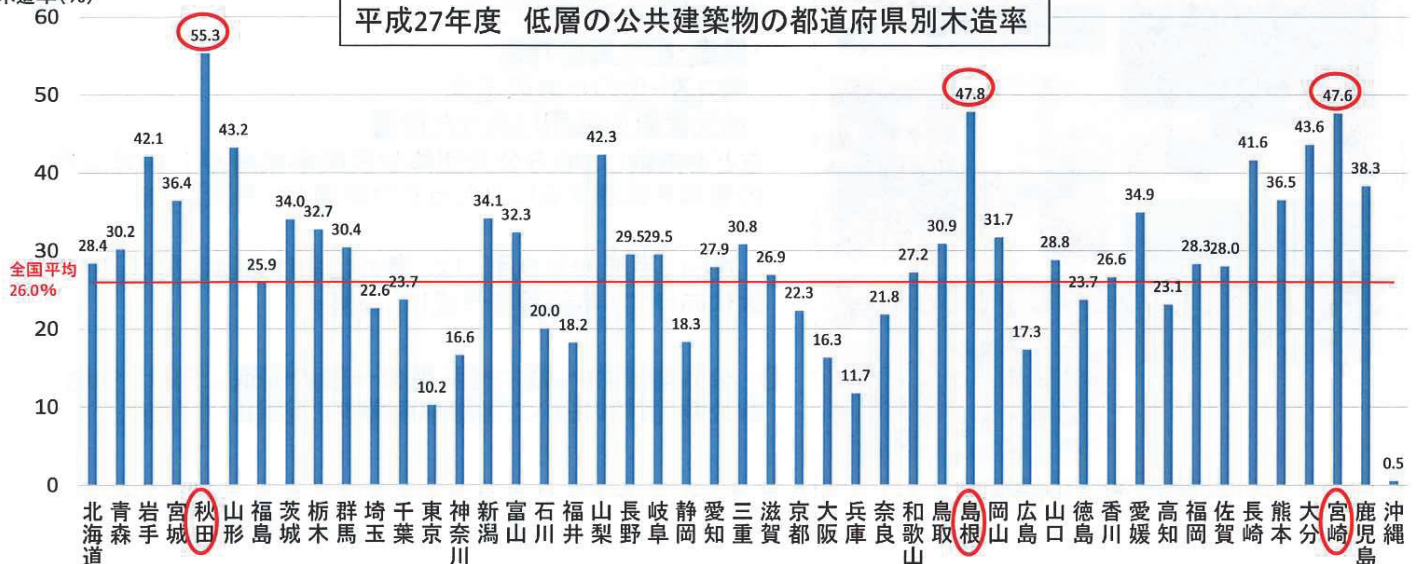
「建築着工統計調査平成27年度」(国土交通省)のデータを元に林野庁が試算

4

(2) 低層の公共建築物の都道府県別木造率

- 平成27年度の低層の公共建築物の都道府県別木造率トップ3は、1位:秋田県(55.3%)、2位:島根県(47.8%)、3位:宮崎県(47.6%)。
- これらの県においては、
 - ① 県庁内で公共建築物への木材利用促進のための部局横断的な体制を構築し、
 - ② 当該体制の下で、公共建築物の整備の計画を事前もしくは事後に把握・共有し、木造化・木質化の実施状況の点検・検証を行うとともに、
 - ③ 市町村に対して、情報共有や技術的助言を行うなど県と市町村との連携体制を構築している、
 など積極的な取組が行われている。

木造率(%)



建築着工統計(国土交通省)のデータを元に当該年度に着工された建築物の木造率を林野庁が試算。

※「公共建築物」とは、国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物を言う。

※木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)に木材を利用したものを言う。木造と他構造の混構造の場合、床面積の多い部分の構造となる。

※新築のみ(増築、改築は含まない)。

5

(3)「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」の変更

- 林野庁及び国土交通省は、公共建築物等木材利用促進法に基づく国の基本方針について、法施行後の取組状況等を踏まえ、以下のとおり変更。(6月16日告示)

変更の主なポイント

(1) 法施行後の取組状況等を踏まえた変更

- 国は、木材利用の促進に資する有益な情報や優良事例等を取りまとめ、地方公共団体に対し共有する旨を規定。
- 地方公共団体は、都道府県方針又は市町村方針に基づく措置の実施状況を定期的に把握し、課題を分析し、必要に応じ当該方針を変更するよう努める旨を規定。
- 地方公共団体は、木材利用の促進のために関係部局横断的な会議の設置に努める旨を規定。公共建築物の整備を検討するに当たり、木造の耐用年数は非木造に比べ短い¹が、劣化対策等を適切に行ったものは長期にわたり利用が可能であることを考慮する必要がある旨を規定。

(2) CLT等の新たな木質部材の積極的活用の観点からの変更

- 公共建築物の整備に当たっては、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材について活用を促進する旨を規定。

(3) その他法律の制定及び改正を踏まえた変更

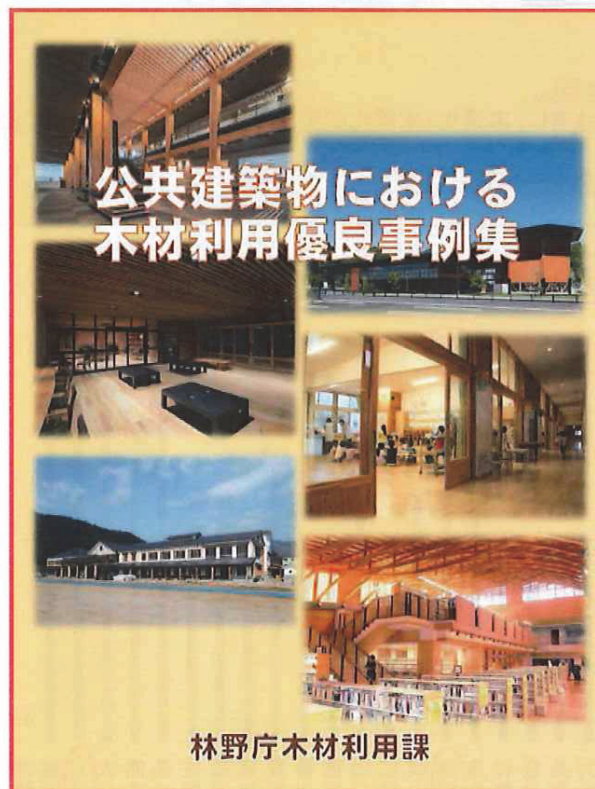
- 平成26年6月の建築基準法(昭和25年法律第201号)改正により、3階建ての木造の学校等について、一定の防火措置を行うことで準耐火構造等で建築が可能となったため、国、地方公共団体は、当該学校等の建築を促進する旨を規定。
- 公共建築物に利用される木材を供給する林業従事者、木材製造業者等は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図る旨を規定。

今後取り組むべき課題

- 都道府県・市町村における公共建築物に関する「木材利用促進連絡会議」等の設置と体制の強化
- 都道府県方針・市町村方針に基づく措置の実施状況の定期的な把握、木材利用の促進に向けた課題の分析
- 都道府県と市町村の連携強化
- CLTや木質耐火部材等、新たな木質部材の活用等の積極的な検討
- 上記に係る取組や、国の基本方針の見直し等を踏まえた、都道府県方針・市町村方針の変更

6

(4) 公共建築物における木材利用優良事例集(林野庁)



- 林野庁では、各都道府県において近年整備された公共建築物のうち、木材利用に特色のある事例を収集・整理し、事例集として取りまとめて、平成25年2月に公表。
- 本事例集では、各事例について、木材利用量や、事業費を掲載するとともに、
 - ・構造・設計面の特徴
 - ・低コスト化のための工夫
 - ・地元産材の活用に向けた取組などを掲載し、地方公共団体や民間事業者が公共建築物の整備を検討するに当たっての参考となるよう作成。
- さらに平成29年5月には、海外における国産材利用拡大に向けて、英語版を作成し、公表。
- 公共建築物への木材利用の一層の促進に向け、各地方公共団体において当該事例集をご活用いただきたい。

詳細はこちら→ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html>

7

(5) 木造を含む公共建築物の整備に活用可能な主な制度

- 林野庁において、各省庁等が所管する、公共建築物の整備に活用可能な補助金や融資制度の一覧を作成中。完成次第共有する予定なので、地方公共団体や民間事業者における木造公共建築物整備に活用いただきたい。

(1) 木造の（公共）建築物の整備に活用可能な制度

- 次世代林業基盤づくり交付金【林野庁】
- サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）【国土交通省】
- 木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業【環境省】

(2) 病院・社会福祉施設の整備に活用可能な制度

- 保育所等整備交付金【厚生労働省】
- 地域医療介護総合確保基金【厚生労働省】
- 福祉貸付事業【（独）医療福祉機構】

(3) 学校施設の整備に活用可能な制度

- 公立学校施設費国庫負担金【文部科学省】
- 学校施設環境改善交付金【文部科学省】
- 私立学校施設整備費補助金【文部科学省】

(4) 役場庁舎の整備に対する支援

- 市町村役場機能緊急保全事業（地方財政措置（公共施設等適正管理推進事業債））【総務省】

8

3. 木質バイオマスのエネルギー利用

- (1) 木質バイオマスの利用状況
- (2) 木質バイオマスのエネルギー利用
- (3) 燃料材の需給動向
- (4) FIT認定審査手続きの変更について
- (5) 地域内エコシステムについて
- (6) 木質バイオマス利用への支援
- (7) 木質バイオマスについての行政評価・監視内容

9

(1) 木質バイオマスの利用状況

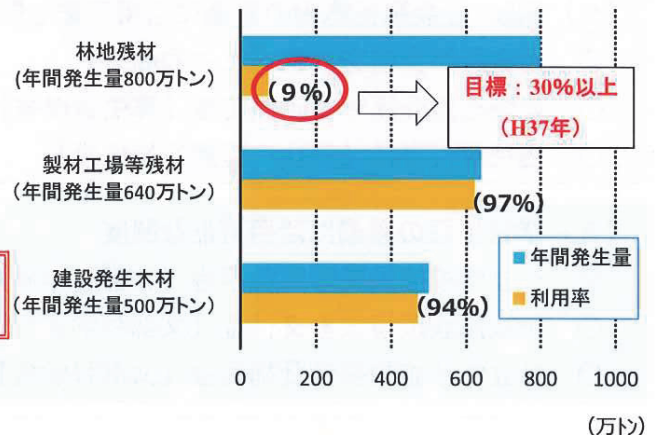
- 木質バイオマスの活用は、再生可能エネルギーの推進だけでなく、林業や地域経済の活性化、雇用の確保等にも貢献。特に、未利用となっている林地残材には大きな可能性。
- このため、森林・林業基本計画では、平成37年度における燃料材の利用量目標を800万m³まで増加（平成26年度：200万m³）させることを目指しており、木質バイオマス発電施設等における未利用間伐材等の利用や、地域における熱利用又は熱電併給の更なる推進が必要。
- 木質バイオマスのエネルギー利用に当たっては、「カスケード利用」を前提。
※カスケード利用とは、木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等の利用を経て、最終段階では燃料として利用すること。

■ 木質バイオマス

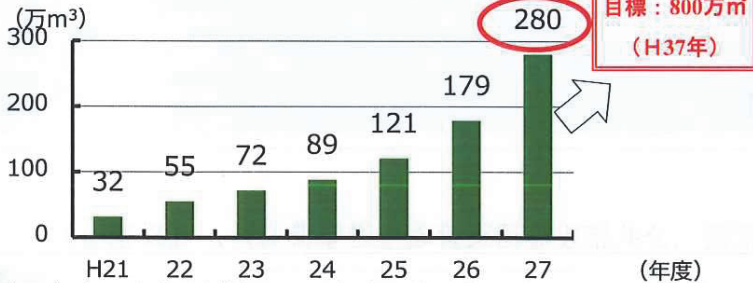
※木質バイオマスとは、化石資源を除く動植物に由来する有機物（バイオマス）のうち、木質由来のもの。具体的には、木質チップ、木質ペレット、薪、木粉（おが粉）等。



■ 木質バイオマスの利用状況



■ 間伐材等由来の木質バイオマス利用量



出典：平成26年までは、林野庁木材利用課調べ。平成27年は、林野庁「平成27年 木質バイオマスエネルギー利用動向調査」及び林野庁「平成27年特用林産物生産統計調査」。

注1：バイオマス活用推進基本計画(原案)[平成28年度第4回バイオマス活用推進専門家会議資料]より作成
注2：年間発生量及び利用率は、各種統計資料等に基づき、平成28年3月時点でのりまとめたもの（一部項目に推計値を含む）。
注3：製材工場等残材、林地残材については乾燥重量。建設発生木材については湿潤重量

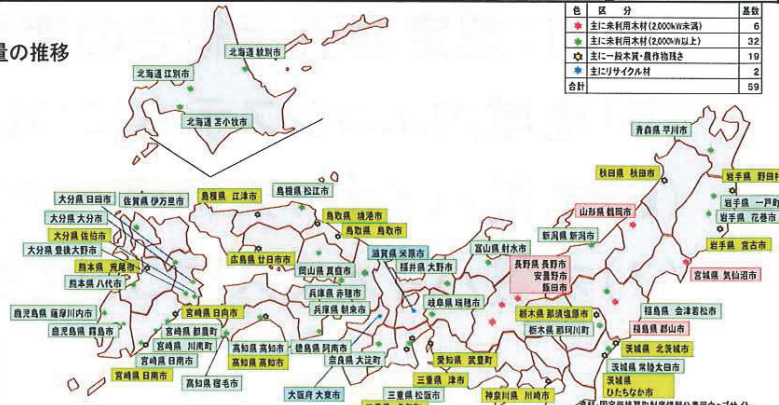
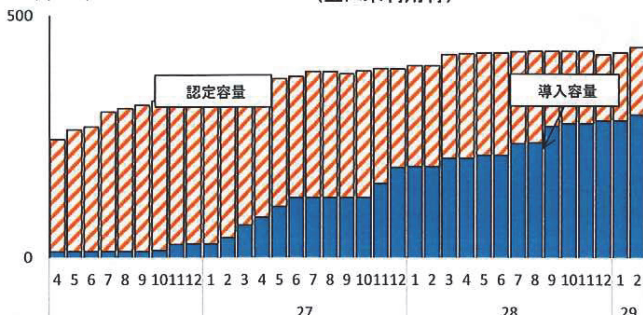
(2) 木質バイオマスのエネルギー利用(発電利用)

- 平成29年2月末現在、「再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）」の設備認定を受けた木質バイオマス発電所は282か所が認定済みであり、このうち59か所で稼働。
- このうち、主に未利用木材を使用する木質バイオマス発電施設は、89か所が認定済みであり、このうち38か所で稼働。最近では小規模な申請が増加しており認定容量の伸びはゆるやかだが、稼働設備が増え導入容量は高まっている。
- 一般木質・農作物残さを主な燃料とする発電設備のうち、2万kW以上の規模のものについては、平成29年10月以降の認定から、電力の買取価格が24円から21円に下げられるところ。

■ 木質バイオマス発電施設の認定状況

主な燃料	未利用木材			一般木質・農作物残さ	リサイクル材	計
	小計	(2,000kW未満)	(2,000kW以上)			
設備認定済	89件	41件	48件	188件	5件	282件
うち稼働中	38件	6件	32件	19件	2件	59件
買取価格 (kWあたり)		40円	32円	24円 (H29.10以降、2万kW以上は21円へ)	13円	

■ FIT開始後新規設備認定を受けた木質バイオマス発電施設の導入量の推移 (主に未利用材)



色	区分	基数
★	主に未利用木材(2,000kW未満)	6
☆	主に未利用木材(2,000kW以上)	32
○	主に一般木質・農作物残さ	19
□	主にリサイクル材	2
合計		59

資料：固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）等を参考に作成。平成29年2月末時点。認定容量はすべて「バイオマス比率考慮あり」の値

(3) 燃料材の需給動向

- 過去には、全国で木質バイオマス発電施設の建設が進む中で、製紙用を含む既存用途における木材の供給に懸念が示されることもあった。
- しかしながら、平成28年度第2回国産材の安定供給体制の構築に向けた地区別需給情報連絡会議、平成28年度国有林材供給調整検討委員会において、地域毎の状況は異なるものの、全体として特段の需給逼迫は見られない。
- 業界紙による市況において、木質バイオマス発電所向け燃料チップは足りている模様。

平成28年度第2回国産材の安定供給体制の構築に向けた地区別需給情報連絡協議会(H28.11.16~12,1)の概要

- ・木質バイオマス発電施設への間伐材等由来バイオマス、一般木質バイオマスの入荷は**基本的に順調**。一部地域で、素材生産業者が国有林の請負作業に集中したため、販売までタイムラグが生じ一時的に不足感。
- ・製紙業界の原木入荷状況も落ち着いている。ただし、新たな木質バイオマス発電所の計画が懸念材料。

平成28年度中央国有林材供給調整検討委員会の概要

- ・現時点で森林管理局の管轄区域を越えた緊急の**供給調整を行う必要性はない**が、地域や品目により材の不足感・不安感があることに留意が必要。
- ・バイオマス発電所向けの原木需給については**引き続き注視が必要**。

日刊木材新聞 チップ商況(概要)

- **東日本 荷余り感続く(H29.6.21)**
 - ・北海道 チップ需要増加傾向
 - ・東北 供給体制を強化
 - ・関東 安定し相場も横ばい
 - ・上信 荷動き順調
 - ・中部 集材・供給とも安定
- **西日本 燃料用チップ価格安定(H29.5.24)**
 - ・関西 今後、順調な出材予想
 - ・中国 素材供給は増えず
 - ・四国 未利用材丸太の出材順調
 - ・九州 発電用は荷余り気味
 - ・輸入品 為替不安定も横ばい

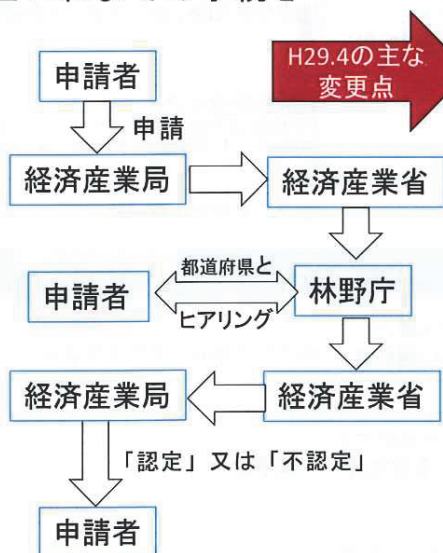
出典：日刊木材新聞

12

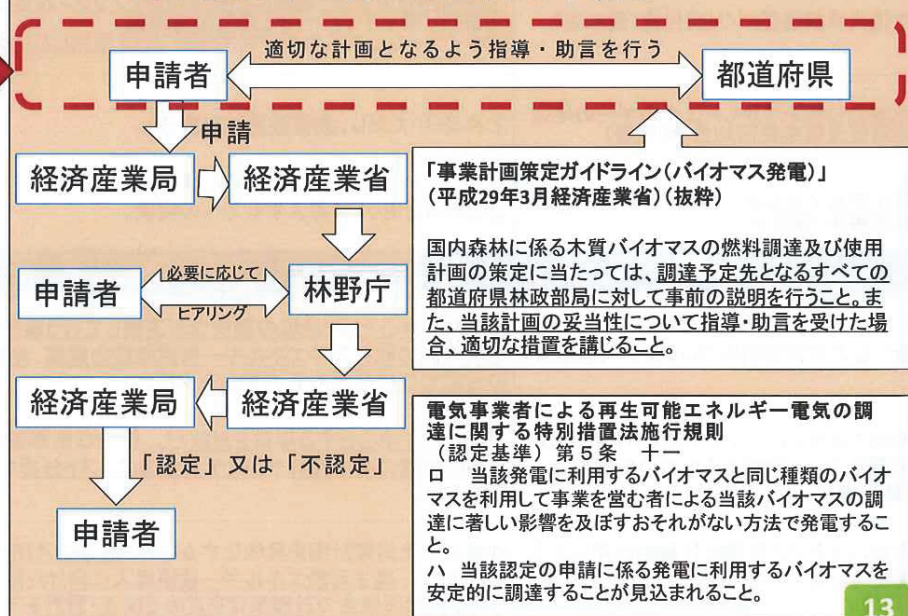
(4) FIT認定審査手続きの変更について(H29. 4. 1~)

- 平成29年4月1日、FIT法が改正され、認定に関しては、従来の設備認定から、適切な事業実施の確保を図るための事業計画認定に変更。
- これまでは、FIT認定申請の審査に当たり、林野庁が経済産業省から協議を受けた後、発電事業者に対してヒアリング等を実施。これからは、FIT申請を行おうとする発電事業者は、地元関係者等との調整後、申請前に都道府県に対し、「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」を説明する必要。
- 都道府県は、「バイオマス燃料の調達及び指導計画書」を確認し、「事業計画策定ガイドライン」に基づき、適切な計画となるまで繰り返し指導・助言を行う必要。

■これまでの手続き



■平成29年4月1日以降の手続き



13

(5) 地域内エコシステムについて

- 木質バイオマス発電施設の普及が進む中で、以下の課題に対応する必要あり。また、大規模発電施設の申請が減少する中で、木質バイオマス利用を推進するためには、木質バイオマス発電施設の立地が困難な地域においても持続的に展開可能なモデルを構築する必要あり。
 - ① 持続的に森林資源を活用していくための、地域の森林関係者等への確実な利益還元（地域内で完結する仕組みの構築）
 - ② 木質バイオマス利用の持続性・安定性の確保（重油ボイラーに再転換されない安定的な利用の推進）
- これを踏まえ、地域の森林資源を持続的に活用する「地域内エコシステム」について、農林水産省・経済産業省の副大臣・政務官により研究会を開催し、検討を進めてきたところであり、こうした取組について重点的な支援を検討。

地域内エコシステムは以下を内容とする仕組み

(1) 地域内エコシステムの対象
地産地消型の持続可能なシステムが成り立つ規模である集落を主たる対象。

(2) 地域内エコシステムの主体
行政(市町村)が中心となって、地域産業、地域住民が参画する協議会を設置し、地域の全ての関係者の協力体制を構築。

(3) 地域内エコシステムの目標
ア 材の搬出経費や燃料の加工費等を極力低減し、地域への還元利益を最大限確保。その利益を山林所有者等森林関係者に確実に還元。
イ 薪のまま燃料とすること等の技術開発に取り組み、経費を節約。効率の高い熱利用や熱電併給を実施。

(4) 地域内エコシステムの手法
集落を対象とした系統接続をしない小電力の供給システムや、行政が中心となって熱利用の安定的な需要先を確保するシステム、木材のマテリアル利用の推進により端材等の活用を促進するシステムを構築。

(5) 地域内エコシステムの推進方策
低コスト化を図るとともに、PDCAサイクルによる検証を実施。国として も一定の支援の枠組みを検討。

地域内エコシステムの類型		
区分	新タイプA (自家発電・熱供給型)	新タイプB (熱供給中核型)
地域の規模	山村	同左
実施主体	○システムの持続性の確保の観点から、地元自治体を中心として、地域産業、地域住民等の地域関係者が参画	同左
取組内容	○材の搬出経費や燃料の加工費、施設整備費等の低コスト化に取り組むことで、地域社会へ還元する利益を確保するとともに、森林関係者にも利益を還元。 ○熱利用施設に薪ボイラーを導入し、重油焚きボイラーによる熱供給から転換。 ○薪ボイラーにスターリングエンジン等の小型(10kw未満)発電機を組み合わせ、系統接続を伴わない形で電力を供給	同左 ○地元の製材工場から発生する製材端材等の副産物等を主たる燃料とした木質バイオマスボイラーを導入し、熱供給又は熱電併給の取組を拡大。
使用燃料	薪などの簡素な形態のもの(間伐材等の未利用材)	製材残材、チップ等(主伐材の副産物)
導入設備	薪ボイラー、小型発電機	木質バイオマスボイラー、熱導管、熱電併給機器
導入施設	地域住民が利用する公共施設(温浴施設、医療・福祉施設、公営住宅等)	地域住民が利用する公共施設(温浴施設、医療・福祉施設、公営住宅等)や地域の産業施設等

(6) 木質バイオマス利用への支援

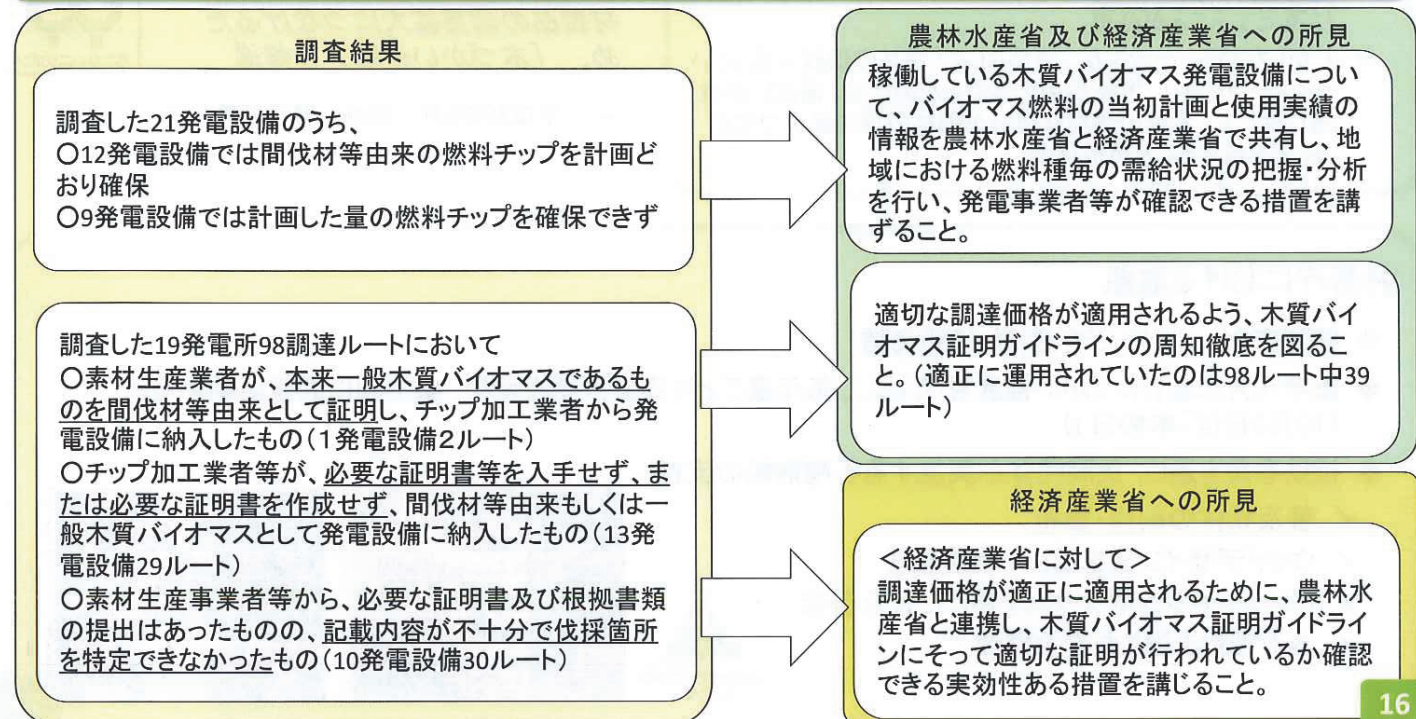
- 林野庁では、「次世代林業基盤づくり交付金」及び「新たな木材需要創出総合プロジェクト」により、木質バイオマス利用に対して、ハード、ソフトの両面から支援している。特に、平成29年度からは、「地域内エコシステム」の構築に向けたF/S調査を先行的に開始（公募期間：7月初旬～7月20日）しており、管内市町村にも周知いただきたい。
- また、エネルギー特別会計においても、事業計画の策定やボイラー整備等が実施可能なメニューあり。

【各補助金の概要】

(施設整備関連)	補助内容	事業主体
次世代林業基盤づくり交付金(農水省)	①未利用材の収集・運搬に必要な機械(グラブプルなど) ②新割り機やチップパーなど燃料製造施設 ③ボイラーなどエネルギー利用施設(FITを活用しない発電機含む)	地方公共団体、森林組合、民間事業者等
地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金(経産省)	②及び③(ただし、発電設備は対象外)。	民間事業者のみ (※地方自治体が出資する法人や、営利を目的としない事業を行う団体は除く)
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業(環境省)	③及び③とセットで導入する②への補助。	地方公共団体、森林組合等
(F/S調査関連)	補助内容	事業主体
新たな木材需要創出プロジェクト(農水省)	市町村を中心として地域の関係者が連携して行う事業を対象とし、地域資源の賦存量やエネルギー利用施設の規模、地域の関係者の合意形成の仕組み等の検討を支援。	地方公共団体、民間事業者等
地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業(経産省)	民間企業を中心とする事業を対象とし、健全な事業運営を実現するための設備の基本設計やシステム全体のコスト分析など事業性評価を支援。	民間事業者
木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業(環境省)	地球温暖化対策計画を具体化するため、地方公共団体が行う事業を対象とし、再生可能エネルギー設備導入に向けた設備の規模や仕様、生態系保全の計画策定を定める調査・設計を支援。	地方公共団体

(7) 木質バイオマスについての行政評価・監視内容(H29.7.4公表)

- 総務省が、森林の管理・活用に関する行政評価・監視を平成29年7月4日公表。
- 木質バイオマス分野においては、21発電設備、燃料調達98ルートに調査が行われ、燃料チップを計画通り調達できない事例があったこと、木質バイオマス証明ガイドラインに沿った適切な証明が行われていない事例が確認された。
- その結果、農林水産省と経済産業省に対して木質バイオマス燃料の需給動向の把握・分析をすること、木質バイオマス証明ガイドラインの周知徹底を図ることなどの所見が示された。
- 対応方針については、今後検討のうえ、平成30年1月頃公表予定。



4. 木づかい運動

- (1) 木づかい運動 ～基本的な考え方～
- (2) 「ウッドデザイン賞」の紹介
- (3) 木育の取組紹介
- (4) 市町村等における取組について

(1)木づかい運動 ～基本的な考え方～

背景

- 国内の森林資源は本格的な利用期を迎えており、今後は、森林資源を有効活用しながら、次世代の森林を育成していくことが課題。このためには、森林から生産される木材の利用を進め、そこから得られる収益を森林資源の造成・育成に還元することが必要。
- しかしながら、一般には、依然として「森林の伐採＝悪」というイメージもあり、木材利用を進めるためには、幅広い消費者に対して、木材の適切な利用が森林の再生産につながることを伝えることが不可欠。

木材の良さに対する国民の理解を一層醸成することにより、木材製品の需要拡大につなげるため、「木づかい運動」を推進



— 平成28年5月 森林・林業基本計画

林野庁における取組

- ◆ 林野庁ホームページを通じた情報発信
- ◆ 毎年10月には『木づかい推進月間』とし、毎年度ごとに実施要綱を定め、集中的に広報活動を実施(10月8日は「木の日」)
- ◆ 補助事業を通じ、民間団体が実施する各種取組の支援
 - ✓ 普及媒体の制作・配布
 - ✓ ウッドデザイン賞を通じた機運醸成
 - ✓ イベントやシンポジウムを通じた普及啓発
 - ✓ 木育活動を通じた普及啓発



18

(2)「ウッドデザイン賞」の紹介

●ウッドデザイン賞とは

木の良さや価値を再発見させる木製品や建築物、木材を利用し地域の活性化につなげている取組、など**木材を活用した様々な取組を、幅広く表彰する制度**(平成27年度～)

※受賞数 平成27年度 397点、平成28年度 251点

●応募対象分野

- ①建築・空間・建材・部材分野
- ②木製品分野
- ③コミュニケーション分野
- ④技術・研究分野



農林水産大臣賞「コンセプトカー SETSUNA」

●受賞のメリット、展開

- ・ウッドデザインマークの利用(受賞者が同マークを使用することで、顧客等に対し受賞作品のアピールが可能)
- ・全ての受賞作品を紹介する「コンセプトブック」掲載
- ・「ウッドデザイン賞運営事務局」による各種展示会等での紹介



JAPAN WOOD DESIGN
AWARD 2017
ウッドデザインマーク



エコプロ2016における展示の様子(東京ビッグサイト)



「ROOMS」における展示の様子(代々木体育館)

19

(3) 木育の取組紹介

木育とは、子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動であり、木づかい運動の一環として取組が広がっている。

平成28年度は北海道、埼玉県、三重県他、各都道府県で木製玩具と触れ合うコーナーの提供や木工教室をはじめとする多様な取組が行われている。

～ 林野庁の取組(補助事業)～

- 木と触れ合う機会の提供
 - ・ ウッドスタート
 - －新生児への木製玩具のプレゼントをはじめとする取組
 - ・ キャラバン
 - －木のおもちゃのセットが全国を巡回
- 学校教育の中での木育
 - ・ 木育プログラムの実施
 - －平成27年度まで延べ261校43都道府県で開催
- 関係者間の連携強化
 - －全国各地の自治体や、NPO団体等における木育関係者が参集し、先進事例の発表や意見交換等を実施
 - ・ 木育・森育楽会
 - ・ 木育円卓会議
 - ・ 木育サミット



木育キャラバン(徳島市)



木育授業(埼玉県)

20

(4) 市町村等における取組について

市町村において取組いただきたいこと

- 木づかい運動による木材製品の需要拡大が、地域の森林・林業・木材産業の振興につながることから、各地域における主体的に木づかい運動に取り組んでいただきたい。
- 具体的には、
 - ・ 『木づかい推進月間』を中心とした木づかいイベントの開催
(林野庁では、毎年10月を『木づかい推進月間』とし、毎年度ごとに実施要綱を定め、集中的に広報活動を実施(10月8日は「木の日」))
 - ・ ウェブサイトやパンフレット・ポスター等の普及媒体の活用等を通じた、一般消費者向け木づかい運動関連の情報発信
 - ・ 木育の取組として新生児への地域材を活用した木製玩具のプレゼントを行うなどのウッドスタートの実施
など、多様な取組の可能性。
- 上記取組には、林野庁補助事業を活用した民間団体の取組との連携も可能であり、適宜ご相談いただきたい。



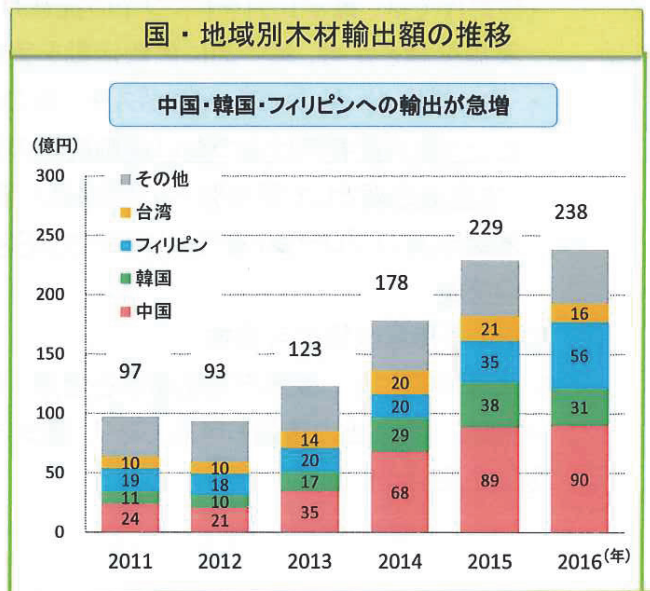
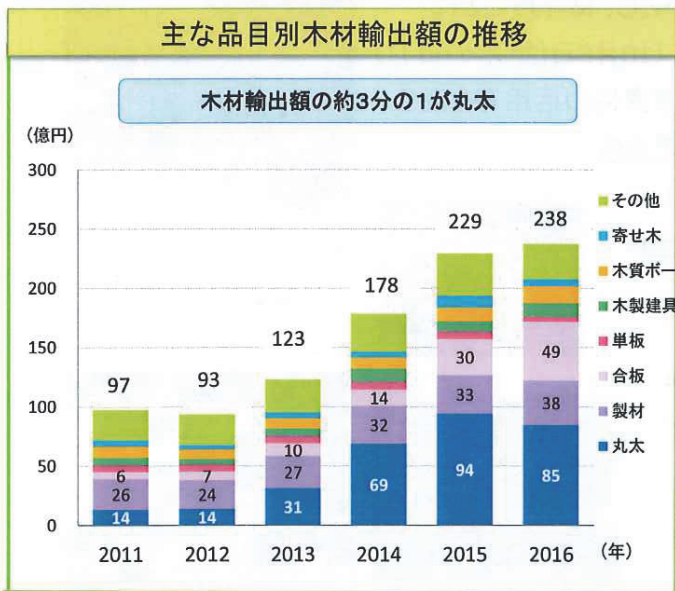
21

5. 木材輸出

- (1) 木材輸出の状況
- (2) 木材製品の輸出拡大に向けた課題と取組方法
- (3) 木材・木材製品の輸出拡大に向けた取組方針
- (4) 主要輸出国への輸出取組事例
- (5) 平成29年度木材輸出関連補助事業

(1) 木材輸出の状況

- 我が国の木材輸出額は、近年は100億円前後で推移していたが、2013(平成25年)以降増加し、2014年は前年比45%増の178億円、2015年は29%増の229億円、2016年は4%増の238億円となっている。
- 品目別では、土木資材や梱包用に使用される低価格・低質な丸太が3分の1を占めている。
輸出先国別では、中国・韓国・フィリピン・台湾で8割を占めている。
- 製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大と新たな輸出国の開拓が必要。



(2) 木材製品の輸出拡大に向けた課題と取組方法

- 農林水産物・食品の輸出については、平成32年(2020年)までに輸出額1兆円を目標としており、林産物については、250億円を目標としている。
- 林産物の輸出額は、平成28年に274億円となっているが、農林水産物・食品の輸出額1兆円目標に向けて、更なる輸出拡大に向けた取組が必要である。
- 輸出拡大に当たっては、丸太中心の輸出から付加価値の高い製品輸出への転換と、新たな輸出先国の開拓が必要であり、本年6月に「木材・木材製品の輸出拡大に向けた取組方針」を取りまとめ、ターゲットを絞った取組を推進していく。

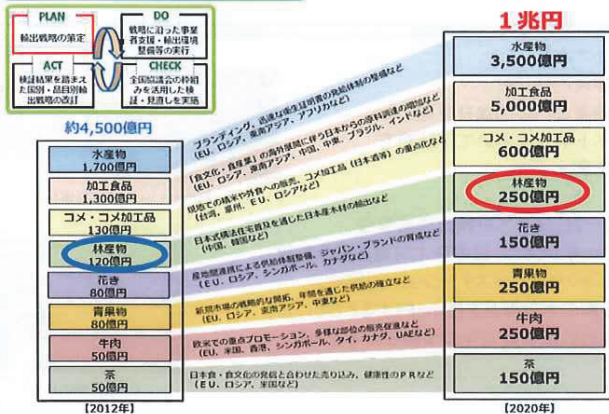
目標輸出額

- ・農林水産物・食品：2020年までに1兆円
⇒1年前倒しを目指す
うち、林産物：250億円
 - ・平成28年林産物実績：274億円（木材：238億円、特用林産物：36億円）
- 更なる輸出額増に向けた取組を推進**

農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略(平成25年公表)

国別・品目別輸出戦略

農林水産物・食品の輸出額を
2020年までに1兆円規模へ拡大



輸出拡大に当たっての課題・取組方向

- ・丸太中心の輸出から付加価値の高い製品輸出への転換の推進
- ・新たな輸出先国の開拓

▶ 日本産木材の認知度の向上

日本産木材の認知度は低いことからBtoBをターゲットとした実需者向けの展示会やセミナー開催により日本産木材の認知度向上を図る。

▶ 日本産木材製品のブランド化の推進

輸出先国のニーズを踏まえた、日本の加工技術を活かした輸出向け製品開発や製品仕様の作成等による日本産木材製品のブランド化の推進。

▶ ターゲットを明確にした販売促進

木材加工業者や販売業者を対象とした商談会の開催やバイヤー招聘による販売促進。

▶ 新たな輸出先国の開拓

有望な輸出先国と考えられる国のポテンシャル調査を実施。

▶ 「木材・木材製品の輸出拡大に向けた取組方針」(H29.6.16)

中国・韓国・台湾・ベトナムについて、ターゲット(品目・対象者)を明確にした取組を推進。

▶ 「林産物の輸出取組事例集」(H29.6.16)

新たに輸出に取り組む企業の拡大を促進。

24

(3) 木材・木材製品の輸出拡大に向けた取組方針

特に重点的に取り組む国・地域：中国、韓国、台湾、ベトナム

林産物の輸出拡大に向け、「農林水産物の輸出強化戦略」に基づいた具体的な取組方針を林産物部会にて作成。今後、都道府県や輸出に取り組む企業等へ広く普及し、木材輸出促進への取組を支援。

国	現状と課題	主な取組
中国	<ul style="list-style-type: none"> ・木材・木造建築物への関心増。 ・「木構造設計規範」に、日本産木材(スギ、ヒノキ等)の位置づけ ・日本の木材製品の認知度向上と、技能者の育成が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションモデルルーム設置による内装材等のPR、展示会への出展、セミナーの開催等による日本産木材製品の認知度向上。 ・内装メーカーやホームセンターへの売り込み、商談会の開催、バイヤー等の招へい等による販売促進活動 ・建築士等を対象とした研修等による木造軸組構法の普及、技能者の育成 など
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒノキの人气があり、主として内装・家具等へ利用。 ・構造材としての利用促進と、技能者の育成が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションモデルルーム設置による内装材等のPR、展示会への出展、セミナーの開催等による日本産木材製品の認知度向上。 ・内装メーカーやインテリアショップへの売り込み、商談会の開催、バイヤー等の招へい等による販売促進活動 ・建築士等を対象とした研修等による木造軸組構法の普及、技能者の育成 など
台湾	<ul style="list-style-type: none"> ・内装・構造材としての木材利用の普及、利用に当たっての施工技術の向上が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常設展示施設による内装材等のPR、展示会への出展、セミナーの開催等による日本産木材製品の認知度向上。 ・内装メーカーやインテリアショップへの売り込み、商談会の開催、バイヤー等の招へい等による販売促進活動 ・建築士等を対象とした研修等による木造軸組構法の普及、技能者の育成 ・建築基準法の改正 など
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・木製家具の生産が盛ん。 ・日本産木材を認知してもらうことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常設展示施設により木材製品等をPR ・現地の木材利用等を調査 ・木材加工業者等を対象としたセミナー・技能研修等の実施 ・公共建築物の木造化への普及・PR など

25

(4) 主要輸出国への輸出取組事例

- 付加価値の高い木材製品の輸出を推進しており、各都道府県・企業では、日本の加工技術を活かした耐久性に優れた高温熱処理木材や、プレカット構造用集成材と施工のセット輸出、日本産木材製品の展示施設の設置など工夫ある取組が見られる。
- 各地における林産物の輸出に向けた取組事例を収集・整理し、本年6月に「林産物の輸出取組事例集～日本産木材を世界へ～」として取りまとめ、林野庁HPへの掲載や、幅広い関係者への配布により優良な取組の普及を図る。

【中国】

- 越井木材工業(株)
 - ・耐久性・寸法安定性に優れた高温熱処理木材を中国において「越秀木」として商標登録し、ブランド化。
 - ・現地代理店5社と提携し、富裕層を中心に内外装材として販売促進。



【熱処理木材】

【外装への利用例】

● (株)中東

- ・中国の事業者からの注文により、スギの構造用集成材、化粧板を輸出。構造用集成材はプレカットし出荷。現地建て方指導を実施。



【スギ構造用集成材を利用した上海市の寺院】

【韓国】

- 美作材輸出振興協議会
 - ・ヒノキ人気がある韓国において、2016年8月、ソウル郊外にアンテナショップを開設。岡山県産ヒノキのルーバー、天井板、ベッド等を展示し、PR・販売。
- 笠原木材(株)
 - ・韓国華城市に国産材を使った木造住宅を建設。ヒノキ・スギのプレカット材を輸出するとともに、日本人大工を派遣し施工。



【ロゴマーク】



【店内展示の様子】



【完成した木造軸組住宅】



【輸出したプレカット材】

【台湾】

- (株)棟匠
 - ・2014年より、茨城県産材のプレカット住宅部材を台湾へ輸出し、木造軸組住宅を建設。建築技術者を派遣し日本の木造建築技術を指導。今年度、台湾で3棟目を建設。
- 徳島県
 - ・2016年に、国立台湾科技大学キャンパス内のインフォメーションセンター新築にあたり、県産材と大工・建具技術をセットで輸出。



【木造住宅の建築状況】

【完成した木造住宅の居室】



【完成したセンター】



【建設の様子】

【ベトナム】

- 加賀木材(株)
 - ・能登ヒバの間伐材を輸出し、ベトナムにおいて下駄箱を生産。
- (一社)日本木材輸出振興協会
 - ・2016年10月に、日本産木材製品展示施設「ジャパンウッドステーション」を開設。日本の木材製品を展示・PRするとともに、現地の市場動向等の情報収集等を実施。



【試作により完成下駄箱】



【商品説明の様子】

26

(5) 平成29年度木材輸出関連補助事業

品目別輸出促進緊急対策のうち木材製品輸出特別支援事業 【平成28年度補正予算:林野庁】

- 日本産木材製品のブランド化に向けた取組
 - ・日本の加工技術を活かした輸出向け木材製品仕様等の作成
 - ・輸出向け製品の試作・改良
 - ・輸出先における日本産木材に関するセミナー・研修会の開催 等
- 新たな輸出先国・地域等における販売促進
【台湾・ベトナムを対象】
 - ・日本産木材製品の展示施設におけるPR
 - ・市場情報の収集・提供
 - ・広報媒体を通じたPR
 - ・バイヤーの招へい
 - ・加工技術を活かした製品の販売促進ツールの作成 等
- 木材輸出のポテンシャルに関する市場調査
有望な輸出先と考えられる米国・インドの木材輸出のポテンシャルに関する市場調査を実施



新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち海外での地域材利用 【平成29年度予算:林野庁】

- モデル建築における日本産木材の利用・展示
 - ・日本産木材を利用したモデル住宅における展示・PR (H27:大連市、H28年:広州東莞市に設置)
 - ・内装木質化したマンションモデルルームの設置、当該モデルルームにおける展示・PR (中国:北京・大連、韓国:ソウル)
- 創意工夫ある様々な輸出促進に向けた取組
住宅設備、木デザイン、家具、インテリア等日本の加工技術を活かした付加価値の高い木材製品の開発・普及



輸出に取り組む事業者向け対策事業のうち ジャパンブランドの確立に向けた取組 【平成29年度予算:食料産業局】

- 国内検討会の開催
産地等での意見交換や輸出課題の解決
- 新たな輸出先国における木材ニーズ等の調査
- 日本産木材の認知度の向上
広報媒体によるPR、セミナーの開催、広州国際建築装飾博覧会への出展等
- 「日本木造技術利用手引」の作成、説明会の開催
- バイヤー招へい、商談会の開催

事業実施主体:(一社)日本木材輸出振興協会

【都道府県・企業が利用できるメニュー】

- 木材製品輸出特別支援事業 (平成28年度補正予算:林野庁)
 - 新たな輸出先国・地域等における販売促進【台湾・ベトナムを対象】
 - ・日本産木材製品の展示施設におけるPR
 - ジャパンウッドステーションにおける木材製品の展示
 - ・バイヤーの招へい
 - セミナー、意見交換会への参加
 - 木材輸出のポテンシャルに関する市場調査
 - 成果報告会への参加

【都道府県・企業が利用できるメニュー】

- 輸出に取り組む事業者向け対策事業 (平成29年度予算:食料産業局)
 - バイヤー招へい、商談会の開催(中国、韓国のバイヤーを招へい)
 - セミナー、意見交換会、商談会への参加

27

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引 (平成 29 年 5 月 23 日版)

1 本法の目的

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「本法」という。）は、我が国又は外国における違法な森林の伐採及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資することを目的としています。

このように、本法は、違法伐採木材の流通を取り締まるのではなく、木材関連事業者に対して、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認（以下「合法性の確認」という。）その他の措置の実施を促すことにより、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するものです。

2 本法の施行により求められること

これまで、我が国では、違法伐採対策として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 13 年 3 月 9 日環境省告示第 11 号）を改定するとともに、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を作成することにより、政府調達の対象となる木材・木材製品について、合法性の証明を求めてきました。

本法の施行により、政府調達のみならず、民間需要においても、全ての事業者に、合法伐採木材等を利用するよう努めることが求められることとなります。

特に、木材関連事業者には、本法に基づく登録の有無にかかわらず、本法の対象とする木材等について、合法性の確認その他の措置を講ずるよう努めることが求められることとなります。

3 本法の対象とする木材等

本法の対象とする木材等は、「木材」及び「木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（以下「家具、紙等の物品」という。）」です。

具体的には、「木材」には、「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」が該当します。

また、「家具、紙等の物品」には、

- ・ 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの

- ・木材パルプ
- ・コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの
- ・フローリングのうち、基材に木材を使用したもの
- ・木質系セメント板
- ・サイディングボードのうち、木材を使用したもの
- ・上記の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

が該当します。

なお、上記の「木材」及び「家具、紙等の物品」以外のものは、本法の対象とする木材等には含まれません。ただし、本法の対象とする木材等の範囲については、今後、本法の施行の状況等を踏まえて見直すこととしています。

また、本法の施行前に伐採された樹木を原材料とする木材等については、本法の規定は適用されません。

(1) 「木材」の詳細

「木材」に該当する「丸太」、「ひき材及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材」及び「木質ペレット、チップ及び小片」の詳細は、以下のとおりです。

「ひき材及び角材」には、縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものが該当します。

「単板及び突き板」には、合板用単板、これに類する積層材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のものが該当します。

「合板、単板積層材及び集成材」には、合板やこれに類する積層材として、単板積層材、集成材、CLTなどが該当します。

「木質ペレット、チップ及び小片」には、チップ状又は小片状の木材及び木毛、木粉又は小片をペレット状に凝結させたものが該当します。

(2) 「家具、紙等の物品」の詳細

「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません（なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。）。

また、フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象とな

ります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。

「上記の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもの」とは、例えば、椅子の座面、机の天板、棚の棚板などの部材や、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用紙等の材料となるロール紙などが該当します。

(3) 一度使用されたもの等

本法では、「木材」について、「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く」こととしており、また、「家具、紙等の物品」について、「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く」こととしています。

このため、建築廃材、リサイクル家具、古紙などの一度使用されたもの及びこれらを材料とする木材は、本法の対象とする木材等には含まれません。また、製材工場で発生した端材やのこくず、林地残材などで、使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とする木材も、本法の対象とする木材等には含まれません。

4 木材関連事業者

本法において木材関連事業者とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業及び木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業を行う者をいいます。

また、木材関連事業者が行う事業は、いわゆる最上流に位置し、国内で最初に木材等の譲り受け等を行う第一種木材関連事業と、それ以外の第二種木材関連事業に区分されます。

第一種木材関連事業には、以下の事業が該当します。

- ・ 樹木の所有者から丸太を譲り受け、加工、輸出又は販売をする事業
（例）素材生産業者から丸太を買い取り、製材をする事業
- ・ 樹木の所有者が丸太の加工又は輸出をする事業
（例）自社林を自ら伐採し、合板を製造する事業
- ・ 樹木の所有者から丸太の販売の委託を受け、市場において販売をする事業
（例）市場会社や浜問屋が市場において丸太の販売をする事業
- ・ 木材等の輸入をする事業

第二種木材関連事業には、木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のものが該当します。

- （例）第一種木材関連事業から譲り受けた木材等の加工、輸出又は販売をする事業
木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業

木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業

5 合法性の確認等

(1) 第一種木材関連事業における合法性の確認

第一種木材関連事業における合法性の確認は、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対し、(2)の①及び②の書類を提出させ、これらの書類の内容について、国が提供する情報等を踏まえて確認することにより行います。

(2) 第一種木材関連事業を行う者が収集する書類

第一種木材関連事業を行う者が収集する書類は、次の①及び②です。

- ① 次に掲げる事項が記載された書類（納品書、通関書類など）
 - ・種類及び原材料となっている樹木の樹種
 - ・原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
 - ・重量、面積、体積又は数量
 - ・原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所（樹木の所有者にあっては記載不要。）
- ② 原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

(3) 第二種木材関連事業における合法性の確認

第二種木材関連事業における合法性の確認は、(5)により提供を受けた書類その他これに類する書類の内容を確認することにより行います。

なお、取り扱う木材等の原材料となっている樹木の樹種や伐採された国又は地域まで把握する必要はありません。

(4) 第一種木材関連事業において追加的に実施することが必要な措置

第一種木材関連事業を行う者は、取り扱う木材等について、(1)の確認では合法性が確認できない場合には、次の①又は②の措置を実施することとします。

- ① 原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、(1)で収集した書類以外のものを収集し、国が提供する情報等を踏まえ、当該情報の内容を確認すること。
(例) 購入先に対して、流通経路の提示を求めることなどによって、樹木が法令に適合して伐採されたことを確認すること。
- ② 合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと。

(5) 木材等を譲り渡すときに必要な措置

木材材関連事業者は、木材等を譲り渡す場合（消費者に譲り渡す場合を除く。）には、次の事項を記載した書類（納品書など）を、木材等を譲り受ける者等に提供することとします。

- ① (1)、(3)又は(4)の確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨

② 本法の登録その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨

なお、(3)又は(4)の確認では合法性が確認できない木材等については、当該木材等を譲り渡す場合に、合法性の確認ができた旨を記載した書類を譲り渡すことはできません。

また、上記の書類以外のもの(仕入れ先等の情報など)を提供する必要はありません。

6 記録の保存

第一種木材関連事業者は、5の(2)の②の書類並びに5の(1)及び(4)の確認に関する記録を5年間保存することとします。

第二種木材関連事業者は、5の(3)の確認に関する記録及び5の(5)により提供を受けた書類を5年間保存することとします。

7 必要な体制の整備

木材関連事業者は、次の①、②その他の必要な体制の整備を行うこととします。

① 合法伐採木材等の分別管理

土場、貯木地、倉庫等での保管や、出荷、加工等において、合法性が確認できた木材等と合法性が確認できない木材等とを分別して管理すること。

② 責任者の設置

合法性の確認その他の措置を実施するために必要な責任者の設置を行うこと。

参考資料 2

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A (平成29年6月29日版)

番号	問い	答え
(1)木材等について		
1	「木材」は具体的にどのようなものか。	<p>本法の対象とする「木材」には、「丸太」の他、以下の①～④が該当します。</p> <p>①「ひき板及び角材」: 縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの。</p> <p>②「単板及び突き板」: 合板用単板、これらに類する積層木材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のもの。</p> <p>③「合板、単板積層材及び集成材」: 合板やこれに類する積層木材として、集成材やCLT、LVLなどが該当。</p> <p>④「木質ペレット、チップ及び小片」: チップ状又は小片状の木材や木毛及び木粉、小片をペレット状に凝結させたもの。</p> <p>塗装や切断、湾曲などの加工を経ている、これらに該当するものは「木材」となります。</p> <p>なお、薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。</p>
2	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したものは「木材」に含まれるのか。	<p>パブリックコメントの回答において、「さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したものは木材に含まれない」旨の回答をしているところですが、これは、すでに施行規則において「家具、紙等の物品」として規定している「フローリング」が「木材」に含まれないことを示しているものであり、プレカット材(※)などは、「さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したもの」であっても「木材」に含まれます。</p> <p>※プレカット材: 軸組工法等による木造建築物の構造材(柱、土台、梁等)、羽柄材(板、垂木、敷居、鴨居等)の仕口、継手、ほぞ等、従来は大工が手で行っていた加工を機械で行ったもの</p>
3	合板型枠(合板と栈木を組み合わせたもの)は、本法の対象とする木材等に該当するのか。	<p>該当しません。ただし、合板型枠の材料となる型枠用合板及び栈木は、「木材」に該当します。</p>
4	「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」は、一度使用されたもの等を材料とするものが混在する場合にも、「木材」に該当するのか。	<p>該当します。なお、一度使用されたもの等は「木材」には該当しませんので、混在する場合であっても、一度使用されたもの等を材料とする部分については合法性の確認等を行う必要はなく、木材である丸太等を材料とする部分についてのみ合法性の確認を行うこととなります。</p>

5	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙又は塗工されている印刷用紙に印刷を行ったものは、「家具、紙等の物品」に該当するのか。	印刷を行った紙は「紙、家具等の物品」に該当しません。
6	フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」と規定されているが、基材に少しでも木材を使用していれば対象となるのか。	基材に少しでも木材を使用していれば対象になります。なお、ここでいう「木材」とは、「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材」及び「木質ペレット、チップ及び小片」が該当します。なお、繊維板やパーティクルボードは、「木材」ではありません。
(2) 一度使用されたもの等		
1	「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの」には、どのようなものがあるのか。	「一度使用されたもの」とは、消費者などが使用した後などに発生するもの一般を指します。また、「使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの」とは、使用されずに、収集又は廃棄という客観的に把握し得る行為の対象となったものを指します。例えば、工場から発生する端材やのこくずについては、それを他者に副産物として譲り渡したり、捨てたりした場合に、「使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの」に該当することになります。
(3) 木材関連事業者		
1	本法において、「消費者に対する販売」をする事業は、木材関連事業者の対象から外れているが、「消費者に対する販売」には、どのようなものがあるのか。	ここで「消費者」とは、事業者であるか否かにかかわらず、木材等を消耗する行為を行う者を指します。したがって、例えば、事業者に対して当該事業者が使用するコピー用紙を販売することも、「消費者に対する販売」に該当します。
2	「木材等」の物流と商流に関わる事業者が異なる場合には、どちらが木材関連事業者に該当するのか。また、輸入代行業者は、木材関連事業者に該当するのか。	基本的に商流上に介在する木材等を取り扱う事業者が木材関連事業者になります。また、輸入代行を行う事業者についても、商流を担う場合には木材関連事業者になります。
3	「バイオマス発電事業」を行う者に自家発電やバイオマスボイラーによる熱利用を行う者は含まれるのか。	木材関連事業者に該当するバイオマス発電事業者とは、電気事業者による再生可能エネルギー電機の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定事業者を指し、自家発電やバイオマスボイラーによる熱利用を行う者は含まれません。

(4) 合法性の確認等		
1	「家具、紙等の物品」について、どのように合法性の確認を行えばよいのか。	取り扱う「家具、紙等の物品」の原材料である木材や木材パルプについて、さらにその原材料である樹木が法令に適合して伐採されたことの確認を行うことになります。但し、フローリングは、基材に使用されている木材について合法性の確認を行えばよく、基材以外について合法性の確認を行う必要はありません。また椅子、机、棚などについては部材に使用されている木材について合法性の確認を行えばよく、部品(ダボなど)について合法性の確認を行う必要はありません。家具に関しては、別途定める家具ガイドラインを参照してください。 家具ガイドライン： http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nic/hiyo-densan/gouhoumokusai/gouhoumokusai_gl.pdf
2	木材関連事業者であっても、木材等以外のものの製造、加工をする事業も行っている場合において木材等を原材料にしている場合における当該木材等や、自ら消費する木材等は合法性の確認等を行う必要があるのか。	合法性の確認等を行う必要はありません。なお、法第5条において、事業者は合法伐採木材等の利用に努めることとされております。
3	合法性の確認ができた木材と合法性の確認ができない木材とが混在したものは、合法性の確認ができたものとして取り扱うのか、あるいは、合法性の確認ができないものとして取り扱うのか。	合法性の確認ができた木材と合法性の確認ができない木材が混在した場合には、合法性の確認ができないものとして取り扱います。また、本法では、合法性の確認ができた木材と合法性の確認ができない木材は分別管理を行うこととしています。
(5) 第一種木材関連事業における合法性の確認		
1	我が国又は原産国のどのような法令に適合して伐採されたことを確認すればよいのか。	「違法伐採」について、国際的に確立されたものは存在しませんが、一般的には、それぞれの国の法令に反して行われる伐採を指すものと考えられます。伐採に関する法令などの関連する法令については、クリーンウッド・ナビに例示しています。
2	持続可能性についてはどのように取り組むのか。	国が提供する森林の持続可能な利用に関する法令等の情報を踏まえて合法性の確認を行うこととなります。なお、我が国の森林計画制度に基づき適切に伐採された木材については、森林の保続培養を目的とした森林法(昭和26年法律第249号)を遵守したものであることができます。
(6) 第一種木材関連事業を行う者が収集する書類		
1	「種類」は、どのように記載されていればよいのか。	「木材」については、「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材」又は「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」のいずれに該当するか、「家具、紙等の物品」については、施行規則第2条各号に掲げる物品のいずれに該当するのかが分かるように記載(例:椅子)します。

2	「原材料となっている樹木の樹種」は、どのように記載されていけばよいのか。	通常の取引で使用されている樹種を記載します。
3	「原材料となっている樹木が伐採された国又は地域」は、どのように記載されていけばよいのか。	国の制度に基づく合法証明が提供された場合は、国を、自治体等の制度に基づく合法証明が提供された場合は、地域を記載して頂くこととなります。
4	「重量、面積、体積又は数量」は、どのように記載されていけばよいのか。	業界統計などで使われている単位を用いることが望ましく、重量、面積又は体積のうちいずれかの事項を記載することができる場合には当該事項を、できない場合には数量を記載します。
5	「取引の実績」や「その他必要な情報」を踏まえるとあるがどのようなことをどのように踏まえるのか。	「取引の実績」については、購入先との取引が初回であるか否か、初回で無い場合には、過去の取引において、当該事業者の合法性確認に問題が無かったかどうかを確認します。 初回である場合、又は過去の取引において問題があった場合には、追加的な情報収集などにより、今回の取引に問題がないことを確認する必要があります。 「その他必要な情報」については、合法性の確認に必ず必要な情報ではなく、必要に応じて収集することを想定しています。具体的には、合法木材の調達方針を掲げている事業者への販売実績等、購入先による当該事業者以外への販売実績など違法伐採木材であるリスクを一定程度低減できる情報を想定しています。
(7) 第二種木材関連事業における合法性の確認		
1	第二種木材関連事業者は、購入先から提供された合法性の確認の結果を記載した書類その他これに類する書類の内容を確認することになっているが、具体的にどのような書類か。	合法性の確認の結果を記載した書類とは、具体的には、納品書、契約書等が該当します。また、カタログやホームページ等も当該書類に含み、これらの書類を併用して確認することも想定されます。また「その他これに類する書類」とは、判断基準省令第4条に定める書類以外のもので、合法性の確認に資する書類を言います。
2	第二種木材関連事業を行う者も、取り扱う木材等の原材料となる樹木の樹種、原材料となっている樹木が伐採された国又は地域等について、把握する必要があるのか。	第一種木材関連事業を行う者は、樹種、原材料となっている樹木が伐採された国又は地域等の情報を収集しますが、第一種木材関連事業を行う者が「木材等」を譲り渡す際に提供する書類には、樹種、原材料となっている樹木が伐採された国又は地域等の情報は記載されません。したがって、第二種木材関連事業を行う者が行う合法性の確認において、樹種、原材料となっている樹木が伐採された国又は地域等について把握する必要はありません。
3	建設工事の元請事業者において、下請事業者が譲り受けた木材等は合法性の確認の対象となるのか。	合法性確認の対象となるのは、自ら調達する(譲り受ける)木材等に限られるため、下請事業者が自ら木材等を調達し施工する場合には、その木材等については元請事業者にとって法に基づく合法性確認の対象とはなりません。

(8) 第一種木材関連事業において追加的に実施することが必要な措置		
1	第一種木材関連事業において追加的に実施することが必要な措置は、どのように行うのか。	様々な方法が考えられますが、一例として、購入先への問合せにより参考となる情報を収集することなどがあります。
(9) 木材等を譲り渡すときに必要な措置		
1	確認を行った旨、確認ができた旨及び本法の登録その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定(以下「本法の登録等」という。)を受けている旨は、どのように記載すればよいのか。	確認を行った旨及び確認ができた旨については、その旨が分かるよう記載されれば、その様式は問いません。登録や認証等を受けている旨については、登録や認証等の名称のほか、登録番号がある場合には当該番号を記載します。
2	「本法の登録等」のうち「その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定」には、どのようなものがあるのか。	森林認証、CoC認証、森林・林業・木材産業関係団体の認定、あるいは、都道府県等による森林、木材等の認証で伐採の合法性確認等を行うものなどがあります。
3	木材等を譲り渡す場合に提供する書類は、どのように提供すればよいのか。	木材等を譲り渡す場合に提供する書類は、納品書、契約書等の書類に必要事項を記載するなどして提供します。なお、これらの書類に記載すべき情報の一部をカタログやホームページ等で提供することも想定されます。
4	商流と物流が分かれる場合、どの者に対して木材等を譲り渡すときに必要な措置を行うのか。	基本的に、木材等の所有権を移転する者に対して譲り渡しの措置を行うため、商流を担う者に対して木材等を譲り渡すときに必要な措置を行います。

日EU・EPAの大枠合意について

平成29年7月6日
農林水産大臣談話

- 1 本日、安倍総理大臣とEUのユンカー欧州委員会委員長が首脳協議を行い、日EU・EPAの大枠合意に至りました。
- 2 日EU・EPAは平成25年4月から交渉を開始し、4年以上に及ぶ交渉を行ってきました。日EU・EPA交渉に当たっては、我が国の農林水産業の再生産を確保するため、そのセンシビリティに十分配慮し、粘り強く交渉に取り組んでまいりました。
- 3 大枠合意においては、米について関税削減・撤廃等からの「除外」を確保したほか、麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割当やセーフガードなどの有効な措置を獲得し、農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置が確保できたと考えています。

乳製品のうち、ソフト系チーズについては、意欲ある酪農家の生産拡大の取組に水を差さないよう、関税割当に留め、枠の数量を国産の生産拡大と両立できるものにしました。また、脱脂粉乳・バターについては国家貿易を維持し、限定的な民間貿易枠を設定するに留めました。

豚肉については、差額関税制度を維持し、分岐点価格を維持したほか、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保しました。

牛肉については、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保しました。

また、林産物については、構造用集成材等の即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間を確保しました。

EU側の関税については、牛肉、茶、水産物などの輸出重点品目を含め、ほぼすべての品目で関税撤廃を獲得（ほとんどが即時撤廃）し、EU 5億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備することができました。
- 4 今回の大枠合意で、我が国農林水産業は新たな国際環境に入ることになりますが、農林水産省としては、我が国の農林水産業の国際競争力を強化し、輸出産業への成長を目指した強い農林水産業の構築のため、交渉で獲得した措置と合わせて、万全の対策を講ずる考えであります。

具体的には、以下の項目に沿って検討してまいります。

 - (1) 「総合的なTPP関連政策大綱」に盛り込まれている体質強化対策については、これまでの実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で、必要な施策を実施し

てまいります。

また、経営安定対策（牛・豚マルキン等）については、日EU・EPAの大枠合意の内容、TPPの状況等を踏まえて必要な検討を加えてまいります。

- (2) チーズを中心とする乳製品については、日本産チーズ等の競争力を高めるため、原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化とともに、加工段階におけるコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進してまいります。
- (3) 構造用集成材等の木材製品については、日本産の競争力を高めるため、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、効率的な林業経営が実現できる地域における原木供給の低コスト化等を推進してまいります。
- (4) パスタ・菓子等については、国境措置の整合性確保及び国産原料作物の安定供給の観点から、必要な措置を講じてまいります。
- (5) 日EU・EPAで獲得できたEU側の関税撤廃等を最大限に活かして、EU向け農林水産品・食品輸出の拡大を推進するため、豚肉、鶏肉、鶏卵、乳製品といった畜産物、加工食品等の輸出条件の改善、国内の環境整備を図ってまいります。

また、乳製品、木材製品等、農林水産物の必要な国内外での消費拡大対策も含めて、強い農林水産業構築のための方策について、幅広く検討してまいります。

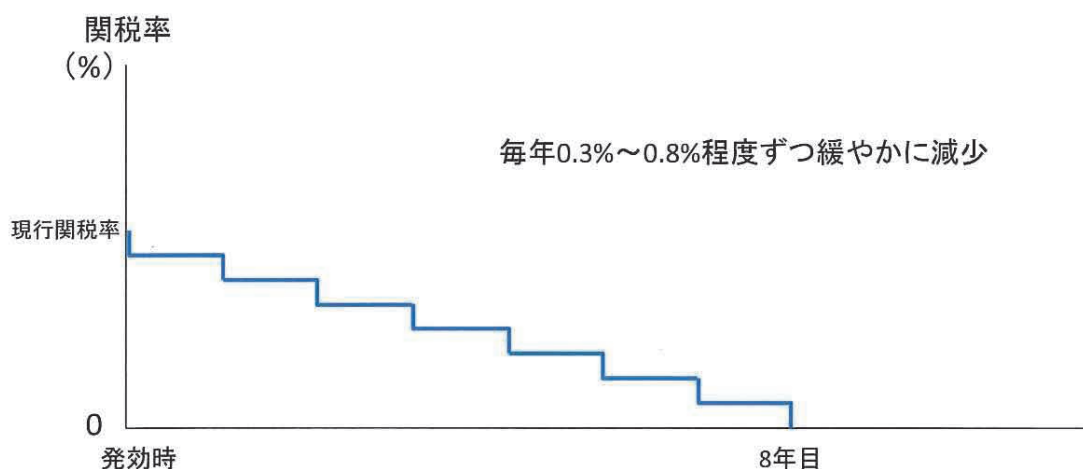
- 5 日EU・EPAの大枠合意による新たな国際環境の下でも、強くて豊かな農林水産業、美しく活力ある農山漁村を創り上げていけるよう、政府一体となって取り組んでまいりますので、国民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

日EU・EPA大枠合意における 農林水産物の概要① (EUからの輸入)

平成29年7月
農林水産省

林産物

- 構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目について、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保(7年の段階的削減を経て8年目に撤廃)。



主な現行関税率: 5%~6%(パーティクルボード、OSB)、4.8%(SPF製材)、3.9%(構造用集成材)

主な林産物10品目について

品目	イメージ	主な用途	関税率	EUからの輸入額 (億円) 2012-14 平均
SPF製材		住宅資材（集成材原料ラミナ）	4.8	880
構造用集成材		住宅用構造材（柱、梁等）、大規模建築物への利用も可能	3.9	309
パーティクルボード・OSB		家具用（組立家具、キャビネット等）、建築用（屋根、床や壁などの下地材等）	5.0~6.0	86
加工木材		床材、壁面など	3.6~5.0	27
くい及びはり		建築物の柱及び梁	3.9	18
その他建築用木工品 (CLTを含む)		柱、梁、桁など、構造物の耐力部材	3.9	17
たる・おけ		樽など	2.2	11
造作用集成材		階段、壁面、カウンター、床材など	6.0	9
針葉樹合板		パーティクルボード、OSBと同じ	6.0	4
広葉樹合板		パーティクルボード、OSBと同じ	6.0	3
計			2.2~6.0	1,362

日EU・EPA大枠合意における 農林水産物の概要② (EUへの輸出)

(注1)各分野の直近3年の輸出額データは、便宜上、以下の分類によった。

穀物:HS10～11類及び19類

畜産物:HS1～2類、4～5類及び16類(1604、1605を除く)

園芸:HS6類、7類(きのこを除く)、8～9類、12類(海藻を除く)、13～14類、20類及び24類

加工品:HS15類、17～18類及び21～23類

林産物:HS44類

水産物:HS3類、12類のうち海藻、16類のうち1604及び1605

(注2)各表において、※は、現在、輸出解禁に向け協議中の品目。

平成29年7月
農林水産省

1. EUの農林水産品の対日関税の内容

○ 輸出重点品目である水産物、緑茶、牛肉などを含め、ほとんどの品目で即時撤廃を獲得。

品目	現行関税率	日EU/EPA 譲許内容(注)	輸出金額(億円) (2016年)
水産物	無税～26%(なまこ調製品等)	即時撤廃	76
醤油等調味料	7.7%(醤油)	即時撤廃	57
アルコール飲料	無税～32ユーロ/100ℓ	即時撤廃	53
緑茶	無税～3.2%	即時撤廃	23
牛肉	12.8%+141.4～304.11ユーロ/100kg	即時撤廃	12
花き	6.5又は8.3%(植木・盆栽・鉢もの) 8.5又は10%(切り花)	即時撤廃	7
林産物 (木材・木材製品)	無税～10%	即時撤廃	5.3
青果物	12.8%(かんきつ(ゆず等)) 9.5ユーロ/100kg(ながいも)	即時撤廃	0.4
豚肉※	46.7～86.9ユーロ/100kg	即時撤廃	-
鶏肉※	6.4%、18.7～102.4ユーロ/100kg	即時撤廃	-
鶏卵※ (粉卵等含む)	16.7～142.3ユーロ/100kg	即時撤廃	-
牛乳・乳製品※	118.8ユーロ/100kg等(脱脂粉乳) 189.6ユーロ/100kg等(バター)	即時撤廃	-

EU向け輸出重点品目:水産物(ほたて貝、ぶり)、牛肉、調味料、日本特有の食材(ゆず等)、コメ、緑茶、アルコール飲料、花き

(注)ホタテ、アイスクリーム、一部の加糖調製品等を除く。

2. 対日関税に係る交渉結果(林産物)

直近3年の輸出額

(百万円)

		2014	2015	2016	主な輸出先
林産物	世界	17,834	22,924	23,827	中国、フィリピン、韓国、台湾、米国
	EU	590	577	528	英国、オランダ、ドイツ、フランス
丸太	世界	6,894	9,421	8,469	中国、韓国、台湾、ベトナム、マレーシア
	EU	-	0.5	0.5	フランス、ドイツ
製材	世界	3,194	3,268	3,755	中国、フィリピン、韓国、台湾、米国
	EU	9	14	8	ドイツ、フランス、イタリア
合板等	世界	1,358	3,024	4,940	フィリピン、中国、韓国、台湾、ベトナム
	EU	89	5	3	英国、ベルギー、フランス
木製品 (小像、食器、 建具等)	世界	4,167	4,676	4,097	米国、中国、韓国、台湾、香港
	EU	455	510	503	英国、オランダ、ドイツ、フランス

(参考)2019年までの輸出額目標 (対世界)

【林産物】
250億円

個別品目の交渉結果

個別品目	現行関税率	合意内容
製材	無税～2.5%	即時撤廃
合板等	6%～10%	即時撤廃
木製品 (小像、食器、 建具等)	無税～4%	即時撤廃

日EU・EPA 農林水産物の大枠合意の概要

平成 29 年 7 月 6 日
農 林 水 産 省

1 ポイント

- 大枠合意においては、米について関税削減・撤廃等からの「除外」を確保したほか、麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割当やセーフガードなどの有効な措置を獲得し、農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置が確保できたと考えています。
- 乳製品のうち、ソフト系チーズについては、意欲ある酪農家の生産拡大の取組に水を差さないよう、関税割当に留め、枠の数量を国産の生産拡大と両立できるものにしました。また、脱脂粉乳・バターについては国家貿易を維持し、限定的な民間貿易枠を設定するに留めました。
- 豚肉については、差額関税制度を維持し、分岐点価格を維持したほか、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保しました。
- 牛肉については、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保しました。
- また、林産物については、構造用集成材等の即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間を確保しました。
- EU 側の関税については、牛肉、茶、水産物などの輸出重点品目を含め、ほぼすべての品目で関税撤廃を獲得（ほとんどが即時撤廃）し、EU5億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備することができました。

2 我が国のEUからの輸入

(1) 農産物

① 米

- ・ 関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。

② 麦

- ・ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ・ ごく少量の関税割当枠(EU枠)※を設定(国家貿易・SBS方式)。

※ 総輸入量の約 0.005%

③ 麦芽

- ・ 現行の関税割当制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ・ EUからの現行輸入実績を下回る関税割当枠(EU枠:無税)※を設定。

※ 輸入実績の約 4分の3

④ 砂糖

- ・ 現行の糖価調整制度(輸入品と国産品の価格調整を通じて国内生産の安定を図るための制度)を維持。
- ・ 粗糖、精製糖については、少量の新商品開発のための試験輸入枠(無税・無調整金)を設定。

⑤ でん粉

- ・ 現行の糖価調整制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ・ 近年の輸入実績相当の関税割当枠(EU枠)※を設定。

※ 糖化・化工でん粉用は調整金を徴収。糖化・化工でん粉用以外のばれいしょでん粉のうち、片栗粉用等について国産ばれいしょでん粉の購入を条件として無税。

⑥ 豚肉

- ・ 差額関税制度を維持(分岐点価格(524円/kg)を維持)。
- ・ 長期の関税削減期間(10年)と輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 従量税削減部分の発動基準数量:5年目:63,000ト→10年目:105,000ト

⑦ 牛肉

- ・ 関税削減で16年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 発動基準数量:初年度:43,500ト→16年目:53,195ト

⑧ 乳製品

i) 脱脂粉乳・バター等

- ・ 脱脂粉乳・バター等について国家貿易を維持した上で、民間貿易によるEU枠を設定。数量※は、最近の追加輸入量の範囲内。

※ 初年度 12,857 トン→6年目 15,000 トン(生乳換算)

ii) ホエイ

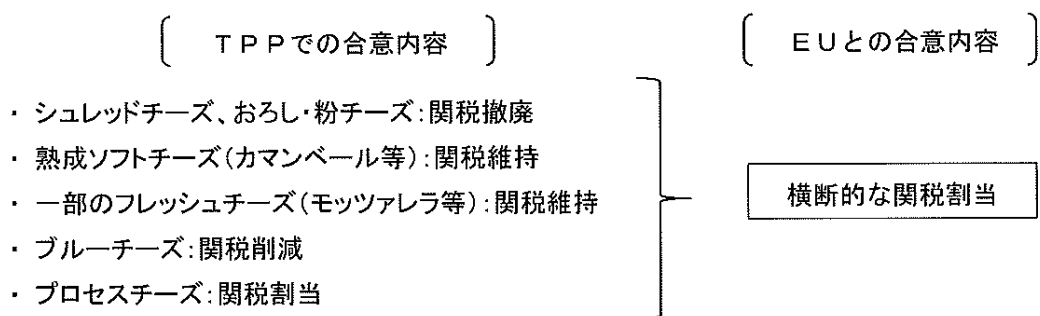
- ・ 脱脂粉乳(たんぱく質含有量 34%)と競合する可能性の高いホエイ(たんぱく質含有量 25-45%)について、関税削減に留め(TPPでは関税撤廃)、11年目以降も TPP における初年度の関税水準の3割を維持。
- ・ 輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 発動基準数量:21年目:8,011 トン(脱脂粉乳の国内生産量の6%弱の水準)

iii) チーズ

- ・ ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、横断的な関税割当(枠内税率は段階的に引き下げ、16年目に無税)とし、枠数量※は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。

※ 初年度 20,000 トン→16年目 31,000 トン、17年目以降の枠数量は国内消費の動向を考慮して設定。



- ・ 主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ(チェダー、ゴーダ等)やクリームチーズ(乳脂肪 45%以下)等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保(16年目に撤廃)。
- ・ プロセスチーズ原料用チーズの国産抱合せ無税の関税割当制度は維持。

⑨ パスタ、チョコレート菓子等の加工品

- ・ パスタ(マカロニ、スパゲッティ)、チョコレート菓子等の加工品については関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保(パスタ、チョコレート菓子、キャンデーは11年目、ビスケットは6~11年目に、それぞれ撤廃)。

(2) 林産物

構造用集成材、SPF 製材等の林産物 10 品目について、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保(段階的削減を経て8年目に撤廃)。

(3) 水産物

- ・ 海藻類(のり、こんぶ等)は、関税撤廃等からの「除外」を確保。
- ・ あじ、さば等は、長期の撤廃期間を確保(16年目に撤廃等)。
- ・ なお、漁業補助金については、禁止補助金の対象外。

3 我が国のEUへの輸出

輸出重点品目である牛肉、茶、水産物などを含め、ほとんどの品目で即時撤廃を獲得。

品目	現行関税	合意内容
醤油等調味料	7.7%(醤油)	即時撤廃
ほたて貝	8%(冷凍)	関税撤廃(8年目)
緑茶	3.2%(3kg以下の小口用)	即時撤廃
牛肉	12.8%+141.4~304.1€/100kg	即時撤廃
花き	6.5%、8.3%(植木・盆栽・鉢もの)、 8.5%、10%(切り花)	即時撤廃
ぶり	15%(冷凍フィレ)	即時撤廃
青果物	12.8%(かんきつ(ゆず等)) 9.5ユーロ/100kg(ながいも)	即時撤廃
林産物	6%~10%(合板等)	即時撤廃
豚肉※	46.7~86.9ユーロ/100kg	即時撤廃
鶏肉※	6.4%、18.7~102.4ユーロ/100kg	即時撤廃
鶏卵※ (粉卵等含む)	16.7~142.3ユーロ/100kg	即時撤廃
乳製品※	118.8ユーロ/100kg等(脱脂粉乳) 189.6ユーロ/100kg等(バター)	即時撤廃

(注1) コメは、相互に「除外」。

(注2) ※は、現在、輸出解禁に向け協議中の品目。

4 地理的表示(GI)について

- ・ 相互に保護を求めるGI産品を確定。
- ・ EUが求めるGI産品については、公示等の手続を行った上で農林水産大臣が指定。

農林水産物 品目別参考資料

- 米 P 1
- 麦 P 4
- 甘味資源作物 P 10
- その他の農作物 P 13

- 牛肉 P 36
- 豚肉 P 62
- 乳製品 P 94
- その他の畜産物 P 106

- 加工食品 P 132

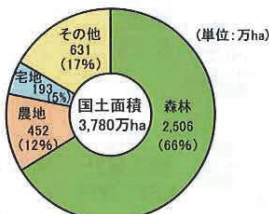
- 林産物 P 133

- 水産物 P 141

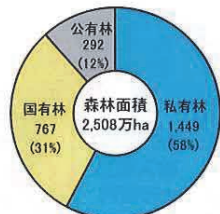
森林の状況

- 我が国は世界有数の森林国。森林面積は国土面積の3分の2にあたる約2,500万ha(人工林は約1,000万ha)。
- 森林資源は人工林を中心に蓄積が毎年約1億m³増加し、現在は約49億m³。
- 人工林の半数以上が10齢級以上の主伐期を迎え、資源を有効活用すると同時に、計画的に再造成することが必要な新たな段階。

■ 国土面積と森林面積の内訳

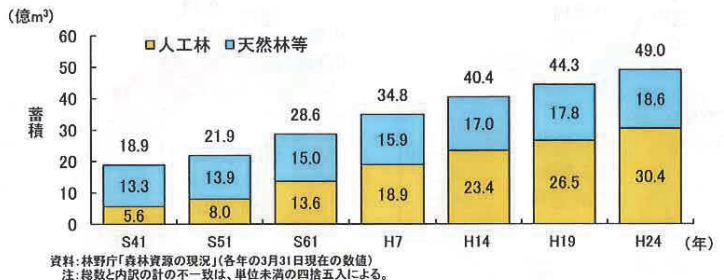


資料:国土交通省「平成27年度土地に関する動向」(国土面積は平成26年の数値)
 注1:計の不一致は、四捨五入による。
 注2:林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。



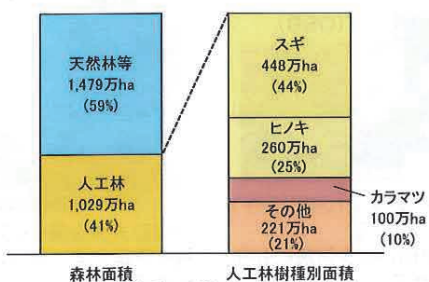
資料:林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)

■ 我が国の森林蓄積の推移



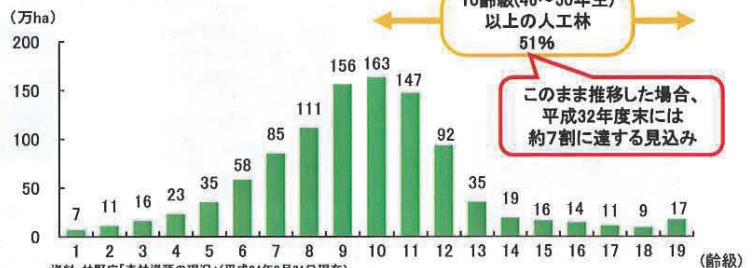
資料:林野庁「森林資源の現況」(各年の3月31日現在の数値)
 注:総数と内訳の計の不一致は、単位未満の四捨五入による。

■ 人工林樹種別面積



資料:林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)

■ 人工林の齢級別面積

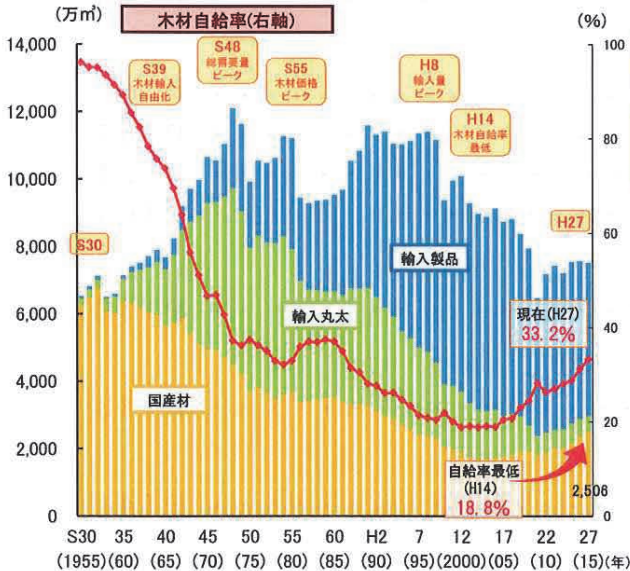


資料:林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)
 注1:齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくわった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える。
 注2:森林法第5条及び第7条2に基づき森林計画の対象となる森林の面積。

木材需給の動向

- 木材供給量は、住宅着工戸数の減少等を背景とした木材需要の減少により、平成8年以降は減少傾向。
- このうち木材輸入量は、平成8年をピークに減少傾向で推移する一方、国産材の供給量は、平成14年を底に増加傾向。木材自給率も、平成14年の18.8%を底に上昇傾向で推移し、平成27年は33.2%（しいたけ原木及び燃料材を除いた用材ベースでは30.8%）。
- 木材需要量のうち、平成27年は製材用が34%、合板用が13%、パルプ・チップ用が42%。合板では、輸入丸太の供給不安を背景に、国産材に対応した技術開発を進めた結果、国内生産における国産材利用の割合は79%に上昇。

■ 木材の供給量の推移



資料：林野庁「木材供給表」
注1：数値の合計値は、四捨五入のため計と一致しない場合がある。
注2：輸入製品には、輸入燃料材を含む。

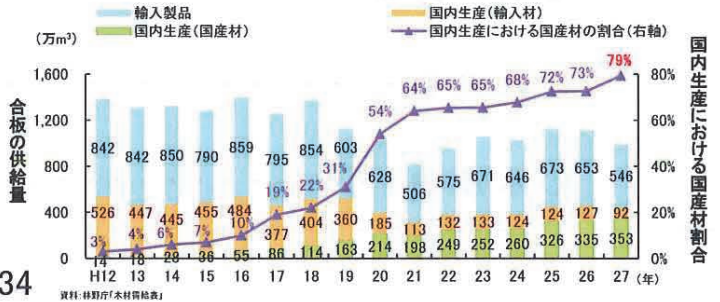
■ 木材の需給構造(平成27年)

需要量 7,516万m³

製材用材		合板用材		パルプ・チップ用材		その他	燃料材
2,536	(34%)	991	(13%)	3,178	(42%)	383	396
国産材	1,200	国産材	638	国産材	2,658	383	396
	<47%>		<64%>		<84%>	(5%)	(5%)
外材	1,335	外材	353	外材	520	383	396
丸太	388	丸太	92	丸太	0.3	(5%)	(5%)
製品	947	製品	546	製品	2,658		
	<53%>		<36%>				
						しいたけ原木	32(0.4%)

資料：林野庁「平成27年木材供給表」
注1：その他用材には、加工材、再生木材、構造用集成材等が含まれる。
注2：燃料材とは、木炭、薪、炭材用チップ及びペレットである。
注3：数値は丸太換算値。数値と割合それぞれの合計は四捨五入のため計と一致しない場合がある。また、<>内の数字は各種別需要量における割合。

■ 合板の供給量の推移



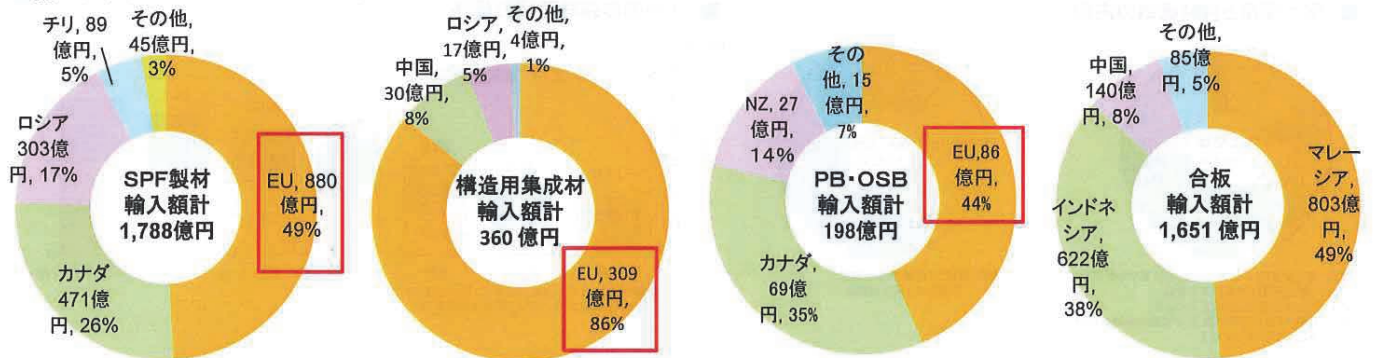
134

資料：林野庁「木材供給表」

我が国の主な林産物の輸入先国

- EUは我が国のSPF製材、構造用集成材、パーティクル・ボード（PB）及びオリエンテッド・ストランド・ボード（OSB）の最大の輸入先国

■ 輸入先国別シェア(金額ベース、2012~2014年の平均)



(関税率: 4.8%)



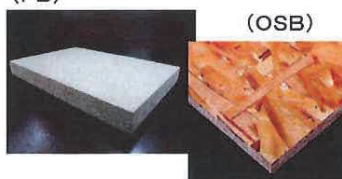
(SPF製材) トウヒ属、マツ属、モミ属(Spruce, Pine, Fir)の製材

(関税率: 3.9%)



(集成材) 一定の寸法に加工されたひき板(ラミナ)を複数、繊維方向が平行になるよう集成接着した製品

(関税率: 5~6%)









(PB) 細かく切削した木材に接着剤を添加して熱圧縮した板製品
(OSB) 薄い木材の薄片を何層にも重ねて作られた板製品

(関税率: 6~10%)



(合板) 丸太を薄くスライスした単板を繊維方向に交互に接着した板製品

主な木材製品の概要

木材製品	イメージ	主な用途	競合
SPF製材 〔トウヒ属・マツ属・モミ属(Spruce、Pine、Fir)の製材〕		ラミナとして集成材の原材料	国産ラミナと競合
構造用集成材		木造軸組構法の柱材	国産構造用集成材 ムク人工乾燥材 と競合
合板		PB、OSBと同じ	板材として競合
OSB 〔オリエンテッド・ストランド・ボード(Oriented Strand Board)。薄い木材の小片を何層にも重ねて作られたボードであり、住宅の屋根、壁、床の下地として使用される。構造用パネルとも呼ばれる。〕		住宅・大規模木造建築物の屋根、壁及び床の下地材	
PB 〔パーティクル・ボード〕		家具用(組立家具、キャビネット等)、建築用(床や壁などの下地材等)	
その他建築用木工品(CLTを含む)		柱、梁、桁など、構造物の耐力部材	国産CLT

136

EUからの主な林産物の輸入状況

(単位：億円)

品目名	世界計	EU計	フィンランド	スウェーデン	オーストリア	ルーマニア	エストニア	ドイツ	ベルギー	ポーランド	フランス	スペイン
SPF製材	1,788	880	278	243	114	124						
構造用集成材	360	309	105	21	90	58	27	9				
パーティクルボード・OSB	198	86			56			11	10	6		
加工木材	61	27	7	14			3				3	
くい及びはり	21	18	7		3	4	3					
その他建築用木工品(CLTを含む)	675	17		16								
たる・おけ	23	11									2	6
造作用集成材	33	9	1		4	4						
針葉樹合板	59	4	2.6	1.3								
広葉樹合板	478	3	1.2					0.8		0.3		

注) 2012-2014年の平均を計上

主要品目の実行関税率の推移

- 我が国の林産物の関税は、これまで数次にわたる交渉等により、引き下げが行われている。
- 現在、丸太や製材等で無税となっている一方、製材の一部、合板、集成材等は関税を維持している。

品目名 [引下げ期間等]	自由化完了時 1964年	ケネディ ラウンド 1968～72年	東京ラウンド 1980～87年	MOSS合意 1987～88年	UR合意 1995～99年	
丸太	0	0	0	0	0	
製材	米マツ・米ツガ等	0	0	0	0	
	マツ・モミ・トウヒ	10	10	10	8	
合板	熱帯木材14種	20	20	17～20	15～20	8.5～10
	その他熱帯木材	20	20	17～20	10～15	6
	その他広葉樹	20	20	17～20	10～15	6
	針葉樹	20	15	15	10～15	6
PB(OSB含む)注	15～20	15	10～12	8～10	5～7.9	
集成材	20	20	20	15	6	

注：パーティクルボード(PB)の1987年以前の関税率は、HS4418(再生木材)を集計。

138

現在の我が国の林産物関税

主な品目	関税率 (%)
丸太(桐を除く)	無税
チップ	無税
製材(SPF※)	4.8
製材(ベイマツ、ベイツガ)	無税
製材(カラマツ等)	6.0
パーティクルボード(OSB含む)	5.0～6.0
合板(熱帯木材)	6.0～10.0
合板(広葉樹、針葉樹)	6.0
集成材	6.0
構造用集成材	3.9
直交集成板(CLT)	3.9
木製家具	無税
紙	無税

※：トウヒ(Spruce)、マツ(Pine)、モミ(Fir)類。主なものは欧州及び北米のパイン・スプルース、NZ・チリのラジャータパイン、北洋のエゾマツ・アカマツ等。なお、ベイマツは含まれない。

林産物の価格の推移

林産物価格は、外材主導で形成。関税や為替の影響を無しとはしないが、住宅着工や景気の影響が大きい。(たとえば、為替が円安に振れても、着工戸数が減る場合は、製品価格は下落傾向で推移)

区 分	H25	H27	変化
為替(円/ユーロ)	130	134	4円の円安 (+3%)
為替(円/ドル)	98	121	23円の円安 (+23%)
新設住宅着工戸数(千戸)	980	909	71千戸の減 (△7%)
WW集成材(管柱、円/本)	1,920	1,860	60円の下落 (△3%)
スギ集成材(管柱、円/本)	1,720	1,720	横ばい (±0%)
スギKD材(管柱、円/本)	1,760	1,540	220円の下落 (△13%)

注) 為替は年平均、新設住宅着工戸数は年計、管柱価格は大手事業者の年平均

クリーンウッド法に係る林野庁補助事業等の概要について

1 平成 28 年度林野庁補正予算事業

(1)「クリーンウッド法」体制整備事業(委託事業)

ア 実施団体:(一社)全国木材組合連合会、(一社)日本木質バイオマスエネルギー協会

イ 予算規模: 100,000 千円

ウ 事業実施期間: 平成 28 年 12 月 8 日～平成 29 年 12 月 12 日

エ 事業の目的: クリーンウッド法に基づく登録業務に関するマニュアル等の作成、クリーンウッド法の集中的広報の実施等

オ 事業内容:

- ①クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録を行う登録実施機関が必要な登録事務規程、登録実施マニュアル等の整備(バイオ協)
- ②登録実施機関が登録審査を行う際に利用する欧米のデュー・ディリジェンスの要件、評価基準等及び国内の認定団体の認定事務の現状に関する調査(バイオ協)
- ③クリーンウッド法の運用に関するセミナーの開催(全木連)【一部実施済】
- ④展示会等への出展(全木連)
- ⑤合法木材ナビの充実(全木連)
- ⑥パンフレット、ポスター、ハンドブック等の整備(全木連→全林協)

2 平成 29 年度林野庁当初予算事業

(1)違法伐採関連情報提供事業(委託事業)

ア 実施団体:(一社)全国林業改良普及協会、(一社)全国木材組合連合会

イ 予算規模: 10,000 千円

ウ 事業実施期間: 平成 29 年 5 月 1 日～平成 30 年 3 月 23 日

エ 事業の目的: クリーンウッド法に関する情報提供、各種問合せへの対応

オ 事業内容:

- ①「クリーンウッド・ナビ(林野庁ホームページ内)」の開設、メンテナンス(全林協)
- ②「問合せ窓口」の開設、対応(全木連)【一部実施済】

・林野庁クリーンウッド・ナビ「<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>」

・問合せ窓口

【林野庁】電話:03-6744-2496、FAX:03-3502-0305

【全木連】電話:03-3501-0600、FAX:03-3501-0601、E-mail:cwinfo@zenmoku.jp

(2) 木材関連事業者登録推進事業(補助事業)

ア 実施団体:(一社)全国木材組合連合会

イ 予算規模: 45,751 千円

ウ 事業実施期間: 平成 29 年 5 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

エ 事業の目的: 合法木材供給事業者、新たに木材関連事業者となる建築、家具、木質バイオマス発電事業者等を対象とした、木材関連事業者の登録促進。

オ 事業内容:

- ①木材関連事業者を対象とした登録手続き等に関するセミナーの開催(東京、H29 年 11 月)
- ②登録促進のための専門家派遣、相談会の開催(全国 30 カ所程度)
- ③「合法木材ナビ」を通じた情報発信
- ④認定事業者研修(中央レベル、地方レベル)(従来の事業者研修)
- ⑤地方レベルでのクリーンウッド法、合法伐採木材の利用に関する普及啓もう活動(従来のイベント出展等)
- ⑥事業実施に関する委員会の開催、報告書の作成

(注)本事業は、昨年度までの「合法木材普及啓発事業」の後継事業の意味あいから、今まで県木(協)連で開催していただいていた「認定事業者研修会」、「各種イベント等での合法木材の普及啓もう活動」への支援を、④、⑤によって引続き実施することとしています。(既に、予定、予算等を担当の村上からお問合せさせていただいております。)

ただし、研修の中では「登録」の促進、普及啓もう活動の内容はクリーンウッド法の趣旨等を含めたものとしていただきたいと思います。

具体的な普及啓もう用の資料、登録に関する手続きなどについては、準備が整った段階でご案内させていただきます。

また、②の専門家派遣等については、登録の手続き等が明らかになった段階で改めて実施方法等についてご相談させていただきます。

(3)「クリーンウッド法」普及啓発事業(補助事業)

ア、実施団体:(一社)全国木材組合連合会

イ、予算規模: 15,000 千円

ウ、事業実施期間: 平成 29 年 5 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

エ、事業の目的: クリーンウッド法、合法伐採木材の利用促進、利用拡大に関する全国及び都道府県レベルでの協議会の設立。協議会による普及啓もう、需給に関する情報交換等への支援。

全国協議会における海外情報の分析、追加情報の取りまとめ。

オ、事業内容:

- ①木材関連事業者、環境NGO、消費者団体等を構成メンバーとする全国協議会を設立し、

合法伐採木材等の利用に向けての宣言発出(東京、H29年10月)

②全国協議会の部会において、合法伐採木材の需給情報、林野庁が取りまとめる海外の情報
の分析を行うとともに追加情報を林野庁に提供。

③都道府県協議会の設立、活動への支援(H29年10月以降?)

④報告書の作成

資料 2

クリーンウッド法に係る普及啓発事業の実績について

1 合法木材供給事業者認定団体研修 (H28 合法木材普及促進事業)

【第1回】

- ・日時場所; H28/7/7、木材会館
- ・対象者; 合法木材供給事業者認定団体担当者
- ・講師等; 稲本木材貿易対策室長
- ・受講者数; 120 団体、154 名

【第2回】

- ・日時場所; H29/2/27、木材会館
- ・対象者; 合法木材供給事業者認定団体担当者
- ・講師等; 吉本木材利用課課長補佐
- ・受講者数; 125 団体、161 名

2 合法木材認定事業者研修(H28 合法木材普及促進事業)

- ・日時; H28/7/13~H29/3/19
- ・開催団体;
 - 中央団体(日合商、日合連、輸入協会、全天連、日集協、全市連、2×4ランバーJAS 協議会、全素協)
 - 都道府県団体(20 道府県)
- ・講師等; 林野庁内田分析官、吉本課長補佐、全木連、団体担当者等
- ・対象者; 合法木材認定事業者
- ・受講者数; 2,511 名

3 クリーンウッド法に関するワークショップ、セミナー(H27 補正 合法木材普及促進事業)

- ・日時; H28/11/14~H29/2/21
- ・開催団体;
 - 中央団体(フローリング工業会、全天連)
 - 都道府県団体(ワークショップ 4 カ所、セミナー37 道府県)
- ・講師等; 林野庁内田分析官、吉本課長補佐、全木連
- ・対象者; 合法木材認定事業者を主体とし、他の林業、木材産業関係者、住宅、建築産業関係者、家具産業関係者等を含む。
- ・受講者数; 3,440 名

4 クリーンウッド法に関する公開セミナー(H28 補正 クリーンウッド法体制整備事業)

- ・日時; H29/3/28~H29/4/27
- ・開催場所; 北海道(札幌市)、東北(仙台市)、関東(東京都)、北陸(新潟市)、東海(名古屋市)、近畿(大阪市)、中国(広島市)、四国(高知市)、九州(福岡市)の9カ所
- ・講師等; 林野庁玉置木材利用課長、内田分析官、吉本課長補佐、経産省松田課長補佐、今福係長
- ・対象者; 木材関連事業者等
- ・受講者数; 907名

資料 3

「クリーンウッド法」普及啓発事業の今後の進め方（案）

1 背景

「クリーンウッド法」が、平成 29 年 5 月 20 日に施行され、合法伐採木材等の確認、利用が開始された中、木材関連事業者、事業者、消費者、環境NGO等の関係者が合法伐採木材等の利用を促進するための「全国協議会」、都道府県単位の「都道府県協議会」を設立し、

- ① 合法伐採木材等の利用を促進するための普及啓もう活動
- ② 合法伐採木材等の流通、利用に関するデータの収集、分析等の情報交換を行う。

2 協議会の構成等

(1) 全国協議会

- ・森林、林業、木材産業関係団体
- ・建築、建設、家具産業関係団体
- ・消費者団体
- ・環境NGO（地球・人間環境フォーラム、FoEJapan、WWF その他）

(2) 都道府県協議会

- ・森林、林業、木材産業関係団体
- ・建築、建設、家具産業関係団体
- ・消費者団体
- ・環境NGO

※ 木材利用ポイント事業実施の際の都道府県協議会、地域材利用推進協議会等を基盤に構成（各都道府県ごとに状況は異なる。）

3 協議会設立の進め方

(1) 全国協議会

H29/7 設立準備会（6.23 懇談会メンバー＋国交省、経産省推薦団体＋NGO。事務局長対応）

以降、2 回程度打合せ

H29/11 設立総会（宣言文の採択。会長対応）

(2) 都道府県協議会

H29/7 設立に関する依頼のための説明会（森林管理局ごとに開催する都道府県、市町村、国有林の担当職員及び都道府県木連事務局長対応）

以降は、年度内に全都道府県での設立を目途に、都道府県木連と全木連が個別に打合せを実施。

4 検討事項（例）

- ・登録実施機関など、クリーンウッド法で新たに規定された仕組み、グリーン購入法のとクリーンウッド法の対象品目の差についての説明などが未公表の中で、クリーンウッドの利用促進を訴えても現場では見えにくく、現段階で関係者の合意を得られるか。
- ・協議会では、川上、川下双方の木材関連事業者が、合法伐採木材の利用促進を図り、合法性の確認が取れない木材の市場からの排除を進めることを宣言することとなるが、「ガイドラインに基づく合法木材」の普及が進まなかった原因のひとつである「消費者が自ら判別できる仕組み（表示等）」をクリーンウッド法でどのように対処するか。

林野庁補助事業

平成 29 年度
「クリーンウッド」普及啓発事業
報告書

2018 年（平成 30 年）3 月

一般社団法人全国木材組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6F
TEL : 03-3580-3215 FAX : 03-3580-3226
URL : <http://www.zenmoku.jp>